

第8回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

「第8回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

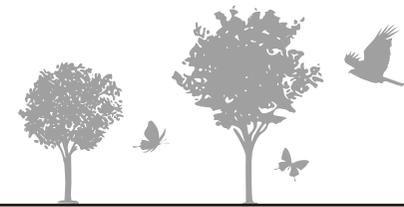
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

厚生労働省委託事業

はじめに



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事
宮本 太郎
(中央大学 法学部 教授)



生活困窮者自立支援全国ネットワークの第8回研究交流大会は、コロナ禍の終息が未だ見えないなかで、昨年に続いてのオンライン開催となりました。今年こそはと思いながらも対面で一堂に会することができなかったのは、やはり残念でした。その一方で、皆さんもオンラインの会議に慣れてきていて、チャット機能などを駆使した質疑応答や討論が繰り広げられ、充実した大会となりました。

コロナ禍が3年目に入るなか、生活困窮者自立支援制度をめぐる状況も、新たなステージに入りつつあることを実感しています。

第一に、生活困窮者自立支援制度の重要性がますますはっきりするなか、伴走型の支援などを丁寧にすすめる条件は逆に厳しくなっている、というジレンマが深まっています。

2019年と比べて2020年の自立相談支援の新規受付は3.2倍となり、住居確保給付金の支給実績は34倍になりました。しかしそのような業務に追われるなか、たとえば就労支援・増収率は、2019年の61%から2020年には27%に低下しています。ここには自営業者など、これまでとは違った層が支援対象になっているという事情もあります。

生活困窮者自立支援に関わる各事業の現場では、こうしたなか、関係者の皆さんが複雑な思いにとらわれつつ、様々な不安やストレスと闘いながら事業に取り組んでおられます。

第二に、生活困窮者自立支援制度が挑戦してきたさまざまな課題について、新たな制度や事業が同じくこれに挑戦しようとする、と

いう傾向もみえてきました。2021年からは、包括的な相談支援を高齢、障害、子どもの各分野でもすすめる重層的支援体制整備事業がスタートしました。また、生活困窮者自立支援制度が2018年の法改正にあたって課題として明示した孤独・孤立の問題について、2021年には内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置され、重点計画が取りまとめられました。

こうした新たな事業や制度との調整をおこなうながら、互いに相乗的な発展を目指していくことが求められています。

生活困窮者自立支援制度は、先駆的な課題を担って導入されたがゆえに、つねにこうした先端の問題と向き合うことを求められます。なかなかたいへんですが、第8回研究交流大会の討議からは、各地域でこうした問題への対処を含めて創造的な取り組みがすすめられていることが浮き彫りになったと思います。

この制度が先駆的であり得たのは、地域の新しい取り組みに深く学んで制度を設計したことからでした。この制度が新しいステージを超えていくその道筋も、地域から学ぶしかないのだ、ということを変えて思います。この報告集には、そのためのヒントが満載で、広く活用されることを願ってやみません。

主催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
厚生労働省委託事業

共催

日本福祉大学

後援

全国社会福祉協議会／愛知県／東海市／
愛知県社会福祉協議会／東海市社会福祉協議会

「第8回 生活困窮者自立支援 全国研究交流大会」報告書

もくじ

第8回生活困窮者自立支援全国研究交流大会は、新型コロナウイルス禍のため、ビデオ会議アプリ「Zoom」を使ったりリモート大会として、2021年11月13日から27日にかけて順次開催しました。

はじめに	1	分科会5(子どもの貧困)	32
巻頭言	4	子どもを支える地域づくりとアウトリーチ ～生活困窮者自立支援制度と地域は何ができるのか?	
全体会1 午前の部	6	分科会6(就労支援)	34
開会挨拶 午前	7	態様が異なる働きづらさの実態を知り、対応策を考える	
岡崎 誠也/古賀 篤		分科会7(活躍支援)	36
前半シンポジウム	8	地域を元気にする「活躍支援」の地域・場づくり	
コロナ禍が照らした日本の困窮と制度課題		分科会8(家計改善支援)	38
赤石 千衣子/加賀 大資/仲 修平/大川 昭博/荻田 藍子/村木 厚子/宮本 太郎		アフターコロナの家計改善支援のあり方 ～家計改善支援で何ができるのか。家計改善支援の本質的な役割を問う～	
全体会1 午後の部	14	分科会9(災害ケースマネジメント)	40
開会挨拶 午後	15	緊急時の災害を平時の支援でカバーする災害ケースマネジメント分科会	
花田 勝重		全体会2	42
国会議員からのエール	16	ポスト・コロナ社会における生活困窮者自立支援制度 ～生活困窮者自立支援制度バージョンアップ(2.0)を考える	
山本 香苗/鬼木 誠/石橋 通宏		山崎 史郎/熊木 正人/鈴木 俊彦/田嶋 康利/駒村 康平	
後半シンポジウム	17	●大会ニュース	49
パンデミックを超えて誰もが包摂される社会へ		●第8回生活困窮者自立支援全国研究交流大会開催要綱	56
朝比奈 ミカ/濱政 宏司/遠藤 智子/瀬戸 大作/奥田 知志/唐木 啓介/宮本 太郎		●第8回生活困窮者自立支援全国研究交流大会参加申込者属性	64
分科会レポート	23	●生活困窮者自立支援全国ネットワーク会員募集	72
分科会1(伴走型支援)	24	●役員一覧	74
伴走型支援の視点を考えるー愛知の実践を通じてー			
分科会2(子ども若者支援)	26		
子ども・若者支援は「孤独・孤立」にどう向き合うのか?			
～第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が示す「現在」と「未来」～			
分科会3(地域づくり)	28		
生活困窮者支援と参加支援・地域づくり			
分科会4(一時生活支援)	30		
包括的居住支援における一時生活支援事業等の可能性について考える			



コロナ禍で見えてきた課題

生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事
(認定 NPO 法人 抱樸理事長)
奥田 知志



第8回生活困窮者自立支援全国研究交流大会のテーマは、「パンデミック下の狭間・孤立・困窮問題と制度（支援）が向き合う課題」でした。「パンデミック下」という未曾有の事態の中で、私たちは「生活困窮者支援」とは何であったのかを問われたのだと思います。

生活困窮者自立支援制度の特徴の一つは「相談支援」にあります。「人が人を支える」ということを体現したのがこの制度です。「人」が強調されなければならなかった背景には、「社会的孤立の深刻化」という事態がありました。

これまでの社会保障は、「現金給付」と「現物給付（制度やサービス）」を中心になされてきました。「つながり」「見守り」「相談」は、「地縁、血縁、社縁（会社の縁）」という「インフォーマルな枠組み」が担ってきたと言えます。しかし、この30年程の間、この「枠組み」は脆弱になってしまいました。特に雇用においては35%が非正規雇用となり、それに引きずられるように家族や地域も脆弱化しました。ゆえに生活困窮者自立支援制度は、経済的困窮に加え、社会的孤立に対応するものとして作られたのです。

制度がスタートして5年、新型コロナがやってきました。感染症においては、他人と一緒にいることがリスクとされ、孤立がいつそう進みました。その中で、社会的孤立の解消を課

題とし、相談支援を中心に据える生活困窮者支援の相談窓口および相談員（人）が存在したことは本当に良かったと思います。急増した相談者に対して十分に対応できず、現場が混乱したのも事実ですが、もしこの制度や相談員がいなければどうなっていたのか。感染に怯えつつも現場はできる限りのことをやってきたと思います。エッセンシャルワーカー（必要不可欠な職種）である生活困窮者自立支援（制度のみならず）に関わるすべての人に改めて感謝を申し上げたいと思います。

一方、相談支援の現場の混乱は、相談者の急増に因るだけではありませんでした。その要因は「想定されていない相談者の急増」と「想定されていない業務」にありました。

まず、「想定されていない相談者」ですが、生活困窮者自立支援制度は「第二のセーフティネット」と言われ、「最後のセーフティネット」である生活保護の手前に位置づけられてきました。今回のコロナ禍においては、すでに生活の「最低ライン（ボーダー）」を下回った方々、すなわち本来生活保護受給対象者が生活困窮の窓口に来られるケースが少なくなかったと思います。ただ、これは、コロナ前から生じていた事柄であったようにも思います。「現に経済的に困窮し、最低限の生活を営むことが出来なくなる恐れのある者」（自立支援法3条）が生活困窮者自立支援制度の対象者ですが、

最低限をすでに割った人が相談に来ている。それはコロナ以前からの現実だったのです。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は一体的に切れ目なく運用されることになっています。しかし、生活保護に対する嫌悪感や差別などもあり、文言通りの運用ではなかったのです。「保護のスティグマ」が解消されなままコロナ禍はやってきました。失業、減収などで、すでに「最低ライン」を下回った人たちが生活困窮の相談窓口に殺到したという混乱は、制度の建付けと現実の齟齬から来ています。

さらに、生活困窮者自立支援制度は「給付がない」ことが特徴でした。なぜなら、対象者は「最低ライン」の手前の人々であり、相談支援（人が支える）によって既存の制度や社会資源を活用しつつ困窮状態からの脱出を図るのがこの制度だったからです。しかし、今回のコロナ禍においては給付や貸付金を必要とする方が多くいました。これらの「現金」があったことで助かった人は少なくないと思います。しかし、その一部が既に「最低ライン」を割った人々であったならば、それは元来の生活困窮者自立支援制度の対象者とは言えなかったのではないかと。今後始まる貸付金の償還や給付金が切れた後に一層深刻な事態となる人がおられると思います。この方々がスムーズに保護申請につながるか心配です。

また、相談員は、相談支援を使命として業務に携わってきました。それゆえ想定外の給付業務に戸惑いました。給付に追われ肝心の伴走型の相談支援が行えず、自分のしていることが果たして良いのかと自問した相談員もおられたと思います。

今回の事態において今一度問われたのは、生活困窮者自立支援の位置づけであり、対象者は誰なのかということでした。従来どおり

「第二のセーフティネット」で行くとしても、第二と第三のネットの間、その隙間に多くの困窮者がおられることが今回の事態で一層明らかになりました。つまり「第二のネット＝給付なし」「第三のネット＝給付あり」という二元論的な区分では対応できない「隙間の人々」が存在するという事です。無論、生活保護が必要な人には権利として（当たり前のこととして）保護を活用いただきたいと思います。しかし、その手前に存在する人々においては生活保護のような「フルセット型」の給付ではない「部分給付」のようなものが必要なのではないか。そして、決して給付の管理人になり下がることなく、あくまで相談支援、すなわち「人が人を支える支援」を実施するための「相談支援つき部分給付」のようなものが議論され、それとともに生活困窮者自立支援制度の今後を考える必要はないのか。コロナ禍において見出された課題は少なくありません。

最後に、生活保護を必要とする人は今後確実に増えるでしょう。そのときに相談支援を十分に実施することができるかが勝負になります。常に業務多忙状況のケースワーカーの現状を踏まえると、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の「切れ目ない運用」とともに「併用」の議論を始めることも必要だと考えます。

コロナ禍はまだ続いています。現場のみなさんが見たもの、感じたものが次の社会（仕組み）を創るのだと思います。目の前のひとりの人とへの伴走が、この社会を次のあり方へと導きます。大変ですが、「助けて」を聞きながら、そして「助けて」とお互いに言いながら一緒に歩んでまいりましょう。

開会挨拶 | 午前

全体会 1
午前の部
2021 11/13(土)
10:00 ▶ 12:10

開会挨拶 前半シンポジウム



生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事
岡崎 誠也
(高知市長)

生活困窮者自立支援制度は、①自立と尊厳、②つながりの再構築、③子ども・若者の未来、④信頼による支え合い、という4つの視点を重要視しています。先行的な実践からさまざまなキーワードができ、高知市の職員みずからが取り決めた「相談を断らない・あきらめない・投げださない」というコンセプトは、自立支援の共通認識として全国に広がりました。

信頼関係を築き合いながら、それぞれの課題に寄り添い、一緒に解決策を探っていくのが皆さまの重要な使命です。約2年にわたるコロナ禍の影響で、生活困窮者への貸付金は相当な額に積み上がっています。現場の皆さまが心配しておられるように、償還でさらに生活がひっ迫することのないよう、われわれも協議をしながらさまざまな場面で意見を述べていきたいと考えています。

この大会が活発な議論を生み、全国のネットワークの絆を確認しながら、皆さまの今後の活動につながることを願っております。



厚生労働副大臣
古賀 篤
(自由民主党衆議院議員)

リーマンショックを契機に創設された生活困窮者自立支援制度は、施行から7年目を迎えました。支援に携わる皆さまのご尽力により、相談件数の増加や各事業の実施率の向上などの成果が現れています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、新たな支援層が顕在化し、支援ニーズが多様化しています。制度の真価が試される中、厚生労働省では制度の見直しに向けた検討を10月から開始しました。現状を把握し、あらためて制度の基本に立ち返って議論を深めてまいります。

生活困窮者支援分野から生まれた「断らない相談」や「伴走型支援」は、課題を抱える方への支援の礎となり、地域共生社会の実現につながるものと考えます。本大会を通じて、多様な支援の取り組みについて学び、思いを共有し、そして自分の地域での実践につなげていただくことが、制度のさらなる発展につながるものと信じています。

前半

シンポジウム

コロナ禍が照らした日本の困窮と制度課題

登壇者

認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
認定NPO法人カタリバ
明治学院大学社会学部
横浜市港北区福祉保健センター生活支援課
兵庫県社会福祉協議会福祉支援部
生活困窮者自立支援全国ネットワーク

理事長 赤石 千衣子
ディレクター 加賀 大資
准教授 仲 修平
課長 大川 昭博
部長 荻田 藍子
顧問 村木 厚子

司会進行

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

代表理事 宮本 太郎

宮本太郎（以下宮本） コロナ禍で困窮者自立支援制度の存在意義、重要性が際立つと同時に、現実のニーズや生活困窮者像と制度のずれも浮き彫りになっています。支援や研究に携わる皆さんのお話から、制度改善の手がかりを得たいと思います。

まずは、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子さんに口火を切っていただきます。

コロナ禍の一人親世帯

赤石千衣子 一人親支援を通じて見えてきたことをお伝えします。

2020年3月からコロナ禍の緊急支援活動が激増しました。食料支援では、シングルマザーからの助けを求めるメール・電話相談が殺到。

私たちも在宅勤務になり、コンタクトセンターのシステムを設け電話・メール相談に自宅に対応しました。

相談を寄せた人に公的支援や役立つ情報を教え、「うまくいかなかったらもう一度連絡を」と伝えると、緊急小口資金が借りられないという訴えが多い。提出書類などについて社協と調整し、認められるまで電話で伴走しました。

平時の不利にコロナ禍の不利が重なったというのが一人親世帯の実情。飲食・サービス業の時短、非正規の仕事減少が打撃でした。

孤立したお母さんのグループ相談会をオンラインで実施。食品支援のスキームもつくり、延べ4万世帯に支援しています。



認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
理事長
赤石 千衣子

2020年7月にアンケート調査を実施し、1,816人が回答。7割が「就労・生活に大きな影響あり」と答えています。以降毎月540人を追跡調査しました。「米や食材を買えないことがあったか」に対し、「よくあった」「ときどきあった」の回答

は30～40%。肉や野菜は半分以上が「買えないことがあった」と答えています。「小学生の子どものがかりなことはあるか」と聞いたところ、「体重が減った」と答えた割合は昨年8月・9月は10%を超えています。小学生の体重減はあってはならないことです。

景気や雇用が回復傾向でも、一人親は減収が続いています。

住居確保給付金を知っているかを聞くと、知らない人が40～50%。申請しても受けられなかった人が十数人いました。自由記述に「私・息子・娘の通帳の全ページの入金・出金すべての説明を求められ、丸裸にされているようで屈辱的だから諦めた」と記した人もいます。

生活再建に向け、PCスキルを身に付けてもらう支援にも取り組んでいるところです。

宮本 この国で子どもの体重が減っている。大変重いお話をしていただきました。続いて、認定NPO法人カタリバの加賀大資さんから、子ども・若者のお話をいただきたいと思っています。

子ども・若者への支援

加賀大資 コロナ禍の教育現場への影響を



生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事
宮本 太郎



認定NPO法人
カタリバ
ディレクター
加賀 大資

各種調査からお話しします。

一斉休校中の子どもの学習時間を、ICT活用がある学校とない学校で比較すると、ある学校は2時間20分。ない学校は1時間55分と差があります（※高崎美佐・村松灯・田中智輝・中原淳「立教

大学経営学部中原淳研究室 そのとき学びに何が起こったか - 新型コロナウイルス感染拡大による学習環境の変化に関する調査報告会 - 2020年6月14日当日配布資料より）。

社会教育の部分では、子ども食堂の再開予定が立っていないのは2021年2月時点で約50%。7月でも「11月以降再開予定」が4割ぐらい。学習支援事業の実施は、全国では約6割にとどまります（※NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ「子ども食堂の現状&困りごとアンケート vol.5 結果報告」2021年6月23日～7月4日集計より）。

家庭教育では、子どもたちのタブレットやパソコンがどれくらい家庭にあるかを見ると、ない割合は困窮世帯ほど多い。オンライン教育を利用できない困窮世帯が多いことが示されています。

保護者が精神的に不安定になり、子どもが安心して家で過ごす環境が整わない状況もあります。

心理的にどんな影響があるか、私たちの施設に通う子どもたちを調査しました。自尊感情が2020年2月と比べ大きく下がり、好奇心や感情調整の心理尺度もネガティブに変化しました。

子どもの変化を学校の先生が把握しても、多忙で地域や支援者つなぐのが難しい面が

あります。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが地域、支援団体、関係機関につなぐことが必要です。

私たちは拠点運営と、オンラインでの支援を行っています。食事をつくって週6日、ご飯を食べて学習ができて、さまざまな体験ができる場を運営してきましたが、コロナ禍でできなくなった、そこで2020年3月、タブレットとWi-Fiを用意し、つながりと学びを止めない支援を実施。対面でやっていたことをオンライン化し、体験や学習の機会を確保しました。

私たちの施設の子どもだけでなく、全国の困窮世帯にパソコンとWi-Fiを送っています。件数は350を超え、特に一人親世帯が多い。パソコンの配付だけでなく、子どもと保護者それぞれのメンターを置き、オンラインで支援しています。

宮本 困窮世帯はなかなかSOSを出せず、子どもはなおのこと。そこに集中的に打撃が起きています。続いて、明治学院大学社会学部の仲修平さんに自営業者の問題についてお話します。

自営業者の生活困窮

仲修平 コロナ前の2019年と比べ、2021年2月の生活状況が「悪化した」とする人の比率を男女と就業形態ごとに見ると、男女とも非正規雇用と比べ、自営業者はその比率が高い。ただし、悪化の程度は男女差が小さい。また、悪化した比率は「雇人あり」のほうが「雇人なし」よりやや高いのですが、顕著に高くはありません。



明治学院大学
社会学部
准教授
仲 修平

「雇人なしの自営業者」は、生活が悪化した層に限定したうえで、緊急小口資金や住居確保給付金を利用した人の比率を見ると、緊急小口の利用は住居確保よりも高い。配偶者がいない人、特に男性シングルが最も高く、女性シングルがそれに続きます。ただ全体的には各制度を利用している人の比率は、高くても10%ほど。つまり、制度につながらない自営業・フリーランスが一定数いると見られます。

生活が悪化した層に限定し、資金繰りの相談先として家族・親族と行政を選択した人の比率を見ると、行政に相談した割合が家族・親族への相談より一貫して高い。特に女性の自営業者は男性に比べ高くなっています。配偶者の有無で見ると、女性・配偶者なしが最も行政にアクセスしています。

生活状況は、非正規雇用者よりも自営業者がより悪化しています。生活が悪化した自営業者に限定して見ると、男女とも単身者が制度をより利用。特に女性シングルの自営業者が行政につながっています。ただ、自治体への来談者は氷山の一角の可能性もあります。

今後、自営業者の支援にどのような視点が必要か。まず「断らない支援」という原点が重要と考えます。自営業の内実は多様で、悩みを把握することには困難が予想されます。対象者の何が問題かがわかりにくく、この原点に立ち返る必要があると思います。

次に、支援の手がかりを得る一つ的手段として、家計改善支援事業が有効ではないかと考えています。自営業の家計は生活費と事業費が一体的で全貌を把握しにくいからです。

最後に、自営業者は容易に解決できない問題を抱えている可能性があり、解決にとらわれない、場合によっては解決できなく

でも支えるという視点も大切だと考えます。

宮本 自営業者は場合によっては非正規よりも生活が悪化、シングル女性を中心に行政しか頼れないケースが多い。見落とされがち現実です。続いて、横浜市港北区福祉保健センターの大川昭博さんのお話です。

生活保護と困窮者支援

大川昭博 生活困窮者支援の利用件数は、横浜市全体でコロナ前は延べ1万弱で推移していたのが、現時点で4万に増加。この傾向は港北区も同じで、特に住居の相談が増えています。ホームレスや立ち退き問題なども含め2020年度の相談件数は1,155件。うち住居確保給付金に関するものが677件。2019年度はわずか24件ですから、28倍です。次に多いのが金銭給付希望。社協の貸し付けも含め、やはり急増です。相談に訪れる層も変化し、自営業者、フリーランス、外国人が多くなっています。



横浜市港北区福祉
保健センター
生活支援課
課長
大川 昭博

生活保護はあまり増えていません。雇用の縮小を受けて生活保護世帯が増えるという現象が今回は見られない。その要因として私が考えたことは三つ。

一つは、増加したのは、生活保護基準を上回る収入の人からの相談だったからではないか。

もう一つは、住宅確保給付金があって生活保護に至らなかったのではないか。

そして最後に、生活保護を必要としながら保護につながらなかった人が多かったのではないか。「家族の一人だけ保護して」と

か「別の仕事には就きたくない」という人もいますし、資産処分への抵抗感、一番大きいのは車だと思いますが、丁寧に制度の説明をすればするほど、「保護を受けたくない」と思う人はいるのではないのでしょうか。必要な人に保護が届かない理由として、「水際作戦」が言われていますが、私はむしろ、「生活保護はなるべく受けずに越したことはない」という発想が、制度の中に強く組み込まれていることが大きい、と考えています。

また、自営業者は社会保険や雇用保険で十分カバーされず、経営不振時のサポートがほとんどない。フリーランスについては社会的に「好きでやっている仕事」のイメージがある。外国人は永住等の在留資格がないと生活保護は受けられない。コロナ前から社会保障制度のはざまに置かれ、あるいは社会から自助を強く求められ、生活保護制度が積極的に救ってこなかった人たちが、コロナでもっとも打撃を受けていると考えています。

制度がきちんと機能するためにも、生活保護がいままで想定してこなかった生活ニーズ、生活保護水準に至らない困窮者のニーズに対する施策を、現金給付も含め検討していく必要があると思います。

宮本 困窮者支援と生活保護の関係について重要な論点を示してもらいました。生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金が生活保護の前段階で生活を支えている状況に関し、兵庫県社会福祉協議会の荻田藍子さんにお話を伺います。

特例貸付から考える

荻田藍子 兵庫県社会福祉協議会の立場で、関西社協コミュニティワーカー協会のアンケート調査も踏まえ、次の三点を提案しま

す。

一つは、緊急時こそ相談支援が機能する制度設計。今回の特例貸付は、迅速さは評価できますが、貸付に頼る支援には限界があり、また、あまりに多くの貸付対応で現場の相談支援が機能しにくい。

二つ目に、貸付と給付のバランス。今回はすべての層を貸付で包摂しましたが、生活困窮世帯には相談支援と給付をセットにすることが必要。

三つ目は、貸付後の出口。緊急対応から中・長期的な対応への移行で、個別的・伴走的な相談支援を充実させる。貸付を通して、従来の支援に乗らない人たちの生活課題が見えてきました。個別支援に加え、地域づくりやコミュニティ形成の働きかけも重要。

特例貸付は、コロナ禍で減収した世帯への支援として令和2年3月25日から1年半以上続いています。全国では300万件近く、約1兆2,000億円に上ります。兵庫県は現在15万5,000件、約740億円。この償還が令和4年度に始まります。

特例貸付は、緊急小口資金と総合支援資金の2種類で、複数世帯の場合最大200万円が貸し付けられました。私たちが通常運用する生活福祉資金は相談支援つきの貸付ですが、これとの大きな違いは、面接なしの郵送申請であることと、アセスメントの必要書類は取らなくていいこと。特例貸付は何度も期間延長を繰り返し、上限も引き上げられています。そうしたなかで貸付が生活再建につながらないおそれのある世帯が見えてきました。アンケートで「貸付を続けていくことについて、制度の有効性に疑問を感じる」と答えた社協職員は9割に



兵庫県社会福祉協議会福祉支援部 部長
荻田 藍子

上ります。一方、職員の7人に1人は新たな活動開発、たとえば外国人世帯と地域の交流や、地元商店との困窮世帯の仕事づくりに取り組んだと回答しています。

丁寧な相談支援ができず、出口戦略を描けないもどかしさは社協に限らず、多くの支援者・団体が抱えていると思います。しっかりと課題化し、今後につなげていくべきです。

宮本 もともと生活が危うい状況の人が緊急時に貸付を利用する。余裕のある人を緊急に救うということでは必ずしもないわけです。最後に、村木厚子さんからまとめも兼ねてお話をいただきます。

若い女性の潜在的困窮

村木厚子 生活困窮者支援ではメインの対象になりにくい若年女性の支援をしています。そこから見えたことを紹介します。

内閣府の「コロナ下の女性への影響」調査によると、まず雇用が非常に減った。特にサービス・小売業系の非正規が大きな影響を受けました。また、経済面が注目されがちですが、実は家庭での問題が大きく、DV相談は1.5倍。女性の自殺、特に無業者の自殺が増えています。主婦や女子大生・高校生などです。



生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問
村木 厚子

私が活動している「若草プロジェクト」は、10歳代後半～20歳代前半の女性が主な支援対象ですが、LINE相談が急増しました。内容は従来同様メンタルなもののほか、家庭問題の相談が特に増えています。「経済的に困窮」「家に居場所が

ない」「逃げ場がない」「死にたい」など。以前からの困難がコロナで増幅した感じですね。外国籍の人の相談も増えています。

こういう状況を踏まえて生活困窮者支援制度を見直すとき、忘れてくない視点を整理しました。

まず、非正規雇用と自営業のセーフティネットの弱さ。福祉の手前の段階のセーフティネットをしっかりと構築すべきです。

そして、居住支援の充実。住宅確保給付金の問題も含め、住宅を何とかしないとあとが始まらない層が多い。

さらに、主婦や女子大生・女子大生らは世帯主ではないので、世帯主がある程度稼いでいると経済的困窮者として浮かび上がってきません。支援者側にも本人にも「家にいけば食べていける」という考えがあり、逃げ場がない。家を出れば困窮、家にいけば虐待やDV。そこで自殺を選ぶ。潜在的困窮者に目を向けないといけません。

それから、働き手として日本に呼んだ外国人への仕打ちはよく反省し、支援のあり方を考えたい。

もう一つ、困っていてもSOSを出せない人、生活困窮全体のアウトリーチやアフターケア。ここが十分できていなかったことが今回よく見えました。

これらを手当てし、次なる危機に備えるというのが、私からの提案です。

宮本 コロナ禍のもとでの現実をどう受け止めるか、重い課題です。事態は深刻ですが、一方で、コロナ禍が浮き彫りにした制度課題についてどこをどう突破していけばいいのかも鮮明に示すことができたと思います。パネラーや会場の皆さんの意識が高まり、展望も少しですが開けてきていることに、お互い大いに力づけられたのではないかと思います。

開催地挨拶 | 午後



開催地挨拶
国会議員からのエール
後半シンポジウム



東海市長
花田 勝重

本日は第8回生活困窮者自立支援全国研究交流大会のご盛会、誠にありがとうございます。心よりお慶び申し上げます。また、日頃より、本日ご参集の皆さまにおかれましては、生活困窮者の自立と尊厳の確保のため、昼夜を問わずご尽力いただいておりますことに深く敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、改正社会福祉法が令和3年4月に施行され、重層的支援体制整備事業が進められておりますが、本市におきましても、今年度から既存の相談支援などの取り組みを生かしつつ、包括的な支援体制を基にして伴走型支援に積極的に取り組んでいるところでございます。

昨今では生活困窮者の方々が抱える状況が多様化、複雑化しており、一人ひとりに寄り添い、相談・参加支援・地域での助け合いに一体的に取り組んでいくことがより求められるなど、生活困窮者への支援のあり方も大きく変わろうとしています。

本大会では、支援機関、学識者、行政職員などさまざまな形で事業に携わっておられる皆さまにより、幅広い分野での意見交換がなされると伺っています。それぞれの取り組みや実例など大いに情報交換をしていただき、生活困窮者の自立と尊厳確保に、より一層のご協力をお願い申し上げます。

終わりになりますが、本大会の開催に当たりご尽力いただきました方々に感謝を申し上げますとともに、ご参集の皆さまのご健勝と、ますますのご活躍を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

国会議員からのエール

公明党 参議院議員 山本 香苗

生活困窮者自立支援制度の見直しに向けては、コロナ禍で見えた課題に対応するだけでなく、ポストコロナを見据えた新しい社会づくりに資するものにしていかなくてはならないと考えています。

孤独・孤立対策については、私たちがこれまで取り組んできた地域共生社会づくりそのものであり、重層的支援体制整備事業で核となる生活困窮者自立支援制度は今後ますます重要になると認識しています。

コロナ前よりもいい社会をつくるため、全力で取り組んでいきます。



自由民主党 衆議院議員 鬼木 誠

コロナの時代になり、さまざまな新たな課題が出てきています。孤独や困窮の質が変わってきつつあり、そうした新たな課題に対して新たな改善を求めていく。新たな時代の研究交流大会がこの生活困窮者自立支援全国研究交流大会になるのではと思います。

全国の皆さんからいただきますご意見は、改善に向けて厚生労働省、行政とともに取り組んでいきたいと思ひます。今回の大会が充実した大会となりますことを心から祈念申し上げます。



立憲民主党 参議院議員 石橋 通宏

交流大会に参集された全国の皆さんが、困窮や孤立で苦しんでおられる方々に寄り添って支援の手を差し伸べていただいていることに、感謝と敬意を申し上げます。

新型コロナの全国的なまん延の中で、本来であれば、公的な支援を真っ先に届けなければならなかった方々に、残念ながら国の支援を届けることができませんでした。このことを教訓として、皆さんと一緒に取り組みを行うために、ポストコロナも見据えた具体的な改善策のご提言をいただきたいと願っております。



後半

シンポジウム

パンデミックを超えて 誰もが包摂される社会へ

登壇者

- ①「相談支援のこれから」
中核地域生活支援センターがじゅまる
市川市生活サポートセンターそら
センター長
主任相談支援員
朝比奈 ミカ
- ②「就労支援のこれから」
豊中市市民協働部くらし支援課
課長
濱政 宏司
- ③「オンライン支援のこれから」
よりそいホットライン
一般社団法人社会的包摂サポートセンター
事務局長
遠藤 智子
- ④「駆けつけ支援の現場から」
一般社団法人反貧困ネットワーク
事務局長
瀬戸 大作
- ⑤「住宅支援のこれから」
認定NPO法人抱樸
生活困窮者自立支援全国ネットワーク
理事長
代表理事
奥田 知志
- ⑥「厚労行政の視点から」
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長
唐木 啓介

司会進行

- 中央大学法学部
生活困窮者自立支援全国ネットワーク
教授
代表理事
宮本 太郎

宮本太郎（以下、宮本） 午後の部は、各分野で新しい支援のアプローチを切り開いている方々に登場いただき、生活困窮者自立支援制度と他の諸制度との連携の可能性、制度改革の展望について考えていきます。それでは順にお話させていただきます。

相談支援のこれから

朝比奈ミカ（以下、朝比奈） 1回目の緊急事態宣言時、国庫補助の事業に該当する全国の相談支援現場には、不要不急の訪問や面接を控えるようにという指示が出ました。そのときに多くの現場で、気になる人たちに対して何ができて、何ができなかったのか、検証が必要です。



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
代表理事
宮本 太郎



中核地域生活支援センターがじゅまる
センター長
市川市生活サポート
センターそら
主任相談支援員
朝比奈 ミカ

社会福祉法の改正によって、分野を超えた断らない相談支援体制づくりが目指されていますが、コロナ禍での困窮ニーズの急増にみられる地域住民の切迫感が、困窮者支援の窓口だけでなく、高齢や障害、児童分野の関係機関と共有できていくのか。地域共生社会に向けた試金石になると感じます。家族や世帯の考え方や社会保障制度の関係、自助と公助の関係があらためて問われています。一方で、家族やジェンダー、生活保護に対するスティグマなど、相談窓口にいる私たち自身も一定のバ

ィアスを持って見てしまっているのではないかとこの自覚が必要です。

また、子育て支援を超えて子ども自身に対する支援をもっと充実させていかなければなりません。コミュニティが希薄になり、孤立が深刻さを増しているのであれば、そこをどう築いていくかが重要です。

ソーシャルワーカーは単なる制度の手続き屋でいいのか、相談者本人に対する役割とともに社会に対する役割をもう一度見直してみる必要があります。自治体の公共部門からソーシャルワークが外注化されていくのであれば、ソーシャルワーカーのキャリア形成を委託法人だけでなく社会全体で考えていく必要があるのではないかと思います。

駆けつけ支援の現場から

瀬戸大作（以下、瀬戸） 反貧困ネットワークでは、「新型コロナウイルス災害緊急ささえあい基金」を2020年4月16日に始め、個人に給付支援を行っています。現段階で、市民からのカンパが約1億4,500万円集まり、7,300万円を使いました。そのうち6割強が外国人への給付です。20～30歳代への給付が非常に増えているのも特徴です。

駆けつけ支援では、SOSを受けて相談者が待つ場所に行き、緊急宿泊費と生活費を渡してインテークを行います。数日後、生活保護申請に同行したのち、アパート探しや引っ越し作業、就労活動に関わり、孤立しないようにサポートしています。非正規派遣で雇い止めに遭って寮



一般社団法人反貧困
ネットワーク
事務局長
瀬戸 大作

を追い出される場合や、アパート入居に必要な初期費用が貯蓄できないままネットカフェで暮らし、そこにも泊まれなくなった状況が顕在化。区福祉事務所の対応に大きな差があり、窓口を追い返されることが日常的に起きています。

都内で生活保護申請を受理する条件の多くが、無料低額宿泊所への入所です。無料低額宿泊所での長期間にわたる入居実態も問題です。生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業の居住支援事業と、福祉事務所の生活保護申請の横軸の連携が非常に弱いです。

この1年半で相談者のアパート転宅までは実現してきましたが、その後、派遣の仕事しか見つからない状況が続いています。ワーカーズコープと連携して一緒に働く場づくりに取り組んでいる最中です。

就労支援のこれから

濱政宏司（以下、濱政） 非正規雇用で職を失った人からの就労相談が多い中、蓄えがないために就職を急ぎ、支援を受けずに就職活動をして、結局採用してもらいやすい不安定な雇用を選択する人が多くいます。しかし、再び職を失うリスクが高いことから、豊中市では、就労支援の目標を、就職



豊中市市民協働部
くらし支援課
課長
濱政 宏司

ではなく「継続して働くこと」に定め、中長期的な就労支援に取り組んでいます。就労支援では一般的に、相談者の職業経験や基礎能力に着目しますが、それだけでは継続就労につながりませんが、心身の状況や他者とのつながりなど個々

の阻害要因や、家庭の生活課題を複眼的に把握する必要があります。相談支援員が生活や健康の管理など働くための土台づくりをして、就労支援員が職業能力の把握やトレーニングを行い、企業が職業適性や業務遂行能力などを把握して、就労につながるものが大切です。合同面接会形式から、企業と求職者が互いに働きぶりや職場環境を確認できるインターン形式に変更した結果、採用数が大幅に増えました。

現在は体験実習を受け入れていただける企業の開拓と、どんな企業でどんな体験ができ、どんな適性が確認できるのかというカリキュラムづくりを進めています。自立相談支援機関の相談者を採用いただいた企業に対して、緊急雇用支援金で補助金も出しています。

非正規雇用の人は蓄えがないために、中長期的な支援を拒否する傾向にあります。経済的なサポートを受けながら、中長期的な支援を受けやすくなる仕組みづくりをぜひご検討いただければと思います。

オンライン支援のこれから

遠藤智子（以下、遠藤） 社会的包摂サポートセンターでは、コロナで相談員が自宅から電話相談を受けるために「リモート電話相談システム」を導入しました。ベテランの相談員と、支援経験は浅いがパソコンスキルのある相談員が組むことで、OJTの相談員研修としても威力を発揮しています。

オンライン相談は、時間差があってもやりとりが成立し、チーム



よりそいホットライン
一般社団法人社会的包
摂サポートセンター
事務局長
遠藤 智子

で対応できる特性があります。相談者はなりすましができ、逆を言えば匿名性が守られます。体制として、システムオペレーションとトラブル対応要員の配置が求められます。

相談内容をビッグデータとして第三者に利用されないように、どう守るのか。相談をする側と受ける側だけでなく、相談を受ける側が頼んだ委託先等のデータベースに直接格納されるシステムにする、というのが今の考え方です。相談員にはモラル指導をするとともに、「録音・録画・スクリーンショットはおやめください」という相談者への注意喚起が大事です。

オンライン相談は、ツールの選択肢を増やすことでしかありません。返信しながら、直接対面して解決するしかなく、それがなりすまし対策にもなります。課題として、匿名性が高いためアセスメントが難しい。SNS相談のテキストメッセージでは相談者と近づきすぎる傾向があり、距離感をとるにはかなり訓練が必要です。また、安全で公的なサーバの設置が求められます。

住宅支援のこれから

奥田知志（以下、奥田） 居住支援とは、単なる建物や家賃の問題



認定NPO法人抱樸理事長
生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事
奥田 知志

ではなく、生活や人とのつながりを含む包括的な支援を指します。

昨年、ホームレス支援全国ネットワークが14万人を対象にネット調査をしました。「家を失ったとき、どこに最初にいましたか」という質問に、友人・親戚宅という回答が3

割、ネットカフェや会社の寮など民間の営利部門が4割。一時生活支援事業等の制度による包摂は1割のみで、野宿は5%という回答でした。ホームレス支援から引き継いで一時生活支援事業に取り組んできましたが、その範ちゅうだけでは現状に合わないことがわかりました。仕事を失うと住宅も失うという構造を含めた、もう少し広い居住支援の概念が必要です。

2002年にホームレス自立支援法が成立し、ホームレス数はこの18年間で85%減りましたが、ネットカフェや友人宅等にいる人たちはこの中に入りません。また、一時生活支援事業は34%の自治体しか実施していませんが、その理由として約6割が「対象となる利用者がいない」と回答しています。対象は野宿者だけでいいのか見直しが求められます。

住居確保給付金は現金給付ですが、住宅の確保や生活の支援が必要ときに誰が担うのか。2017年以降にできた居住支援法人が、生活困窮者自立支援制度の中で担うような委託事業の枠組み等の創設が必要ではないかと考えます。

厚労行政の視点から

唐木啓介（以下、唐木） コロナの中で、新規の自立相談支援の受付件数は約3.2倍に達し、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金により経済支援ニーズにはかなり応えることができたと考えています。

新規相談者像はコロナの影響で変化し、20～30歳代の男性の増加



厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
室長
唐木 啓介

幅が最も大きく、次いで20歳代女性、40歳代男性と続きます。8割の自治体が、解雇・雇止め等の非正規労働者や、個人事業主からの相談が増えたと回答。6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢の困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと実感。プラン作成者による課題別データを見ると、コロナの流行前と比較して、男性では10歳代で社会的孤立、20～60歳代で住まいが不安定、女性も20～60歳代で住まいの不安定が増加、30～40歳代で一人親という課題が多く見られ、3個以上の課題を抱える相談者が9.7%から51.6%に増加しています。

生活困窮者自立支援制度については、約76%の自治体が「機能している」と回答する一方、生活困窮者の掘り起こし等まで手が回らない、きめ細かな伴走支援ができていないとの声。今後について、自治体の9割以上が「緊急小口や総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」「再就職が難しい相談者が継続ケースとして滞留することなどを挙げています。その他、ひきこもり状態や8050問題の表面化、住居確保給付金対象外の人からの相談に対応できない等、8割前後の自治体が課題として認識しています。

2021年10月から制度の見直しに向けた検討を開始しました。人が人を支える支援を再認識し、有効な支援のために関係機関等と連携して、人と人とのつながりが実感できるように地域づくりに取り組まなければいけないと思っています。

事業者に対する支援も含め、政府全体の対策パッケージを一体にした情報提供を行っています。自治体の中でも商工労働部門との連携は、今回を契機に開始したところが約3割にのぼります。

生活保護については、通勤自動車等資産

の一時的な保有を認めるなどの弾力的な運用を取っています。厚労省として「生活保護は権利です」と発信していますが、まだアクセスにつながらない部分については、生活保護の見直しの議論の中で検討していくことになります。

支援者、利用者との情報共有については、厚労省ホームページに特設ページをつくり、最新の情報を載せ、意見フォームを設置。事業者支援も含めた一括した支援策のパンフレットを作成し、外国人向けに6か国語のものや、ICTツールを活用。今日の議論から、文化も踏まえたソーシャルワークの必要性や、セキュリティを踏まえたICTでの情報提供も考えていかなければいけないと思います。

つながり続ける主体性を育む

宮本 ここからは相談支援の将来について、議論を深めていきたいと思っています。皆さんの発言を聞かれて、コメントをいただけますか。

朝比奈 オンライン上を含み、広域で困難を抱えた人たちにアプローチできる環境をどう整えるか。相談窓口へのアクセシビリティを保障するのは入り口の問題であって、その後のリアルな支援につなぐために、分野や立場の役割分担を超えていかに重なり合いをつくっていくかが大事です。

また、就労支援は大人の学習支援という側面があり、孤立の解消は仕組みや場をつくるという地域づくりの観点から捉えがちでしたが、ご本人側につながり続ける主体性を育むことを含んでいると感じました。

濱政 就労自立はその人の自己実現であって、その人の価値観がどこにあるのかを見据えながら取り組まなければいけません。継続的な就労に向けて必要な取り組みと、

分科会レポート

各取り組みで段階的に相談者に達成していただきたいことの指標づくりを行っています。重層的支援体制では各支援者が相談者の状況を同じ基準で共有していくことが必要だと考えています。

遠藤 この国は、人権が守られていないインターネット空間をつくってしまいました。そこに支援者が切り込んで、相談機関に対する信頼を取り戻さなければならない岐路にあります。セキュリティ等は専門家の人と組みましょう。そういう情報やアドバイスができればと、相談支援者のための相談と情報提供に12月から取り組みます。

横串の関係づくりと人材育成

宮本 ありがとうございました。次に、居住と生活保障についてお話をいただけますか。

瀬戸 都内の福祉事務所の対応で気になるのは、「うちにはローカルルールがある」と言って、国や東京都から通知や指導文書が出ているにも関わらず取り入れないことです。また、生活保護申請時の無料低額宿泊所への入所は、フリーランスの人も「無低に入れ」としゃくし定規に対応され、選択肢がありません。入所後はなかば放置されており、改善が必要です。

奥田 無料低額宿泊所に関しては、指定する保護課の問題とともに、運営団体が入居者に「自由契約のもとで入居したい」と思われるような事業改善を行う必要があります。

住居確保給付金が今回非常に役立ったのは事実ですが、求職登録の必要や減収、65歳以下に限るなどの要件緩和は今後も続けるべきだと思います。

また、生活保護申請における転居指導の保留という特例措置は一体いつまでなのか。

さらに言えば、家賃がオーバーした分は生活扶助費を削って出ているため、最低生活の維持が担保できるのではないかと。保護受給で家をサイズダウンするにしても、一緒に家を探してくれる人は誰なのか、居住支援のための人材育成に取り組む必要があります。空き家の民間ストックの活用も、官民一体となって一歩踏み込んだ覚悟を決めるときが迫っています。葬式を地域が担うなど、家族機能の社会化も居住支援の大きなベースです。

宮本 みなさんの意見を聞いて、唐木さんからコメントをいただけますか。

唐木 相談支援において、市域をまたいで対応が必要になってくる場合など、どのように重なり合いをつくっていくかを考えたいと思います。また、中長期的な相談支援を拒否する傾向にある方がいる点も留意が必要である一方、コロナ特例の中でよい部分の恒久化も検討しなければなりません。住宅手当を含む居住支援の大きな仕組みについての議論も、国交省・厚労省の中で考えて行く必要があります。また、相談支援を支える人材育成の充実も対応していきたいと考えています。

宮本 多方面にわたってコロナの苦境から新しい制度へつなげていくための議論の空間を共有でき大変うれしく思います。ありがとうございました。



分科会1 (伴走型支援)

伴走型支援の視点を考える
—愛知の実践を通じて—

分科会2 (子ども若者支援)

子ども・若者支援は「孤独・孤立」にどう向き合うのか?
～第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が示す「現在」と「未来」～

分科会3 (地域づくり)

生活困窮者支援と参加支援・地域づくり

分科会4 (一時生活支援)

包括的居住支援における
一時生活支援事業等の可能性について考える

分科会5 (子どもの貧困)

子どもを支える地域づくりとアウトリーチ
～生活困窮者自立支援制度と地域は何ができるのか?

分科会6 (就労支援)

態様が異なる働きづらさの実態を知り、対応策を考える

分科会7 (活躍支援)

地域を元気にする「活躍支援」の地域・場づくり

分科会8 (家計改善支援)

アフターコロナの家計改善支援のあり方
～家計改善支援で何ができるのか。家計改善支援の本質的な役割を問う～

分科会9 (災害ケースマネジメント)

緊急時の災害を平時の支援でカバーする
災害ケースマネジメント分科会

伴走型支援の視点を考える —愛知の実践を通じて—

2021 11/14(日) 10:00▶12:00

■ パネラー

一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト
代表理事

NPO法人くらし応援ネットワーク
居住事業部 部長

NPO法人知多地域成年後見センター
理事長

半田市社会福祉協議会
事務局次長

■ コメンテーター

認定NPO法人抱樞
理事長

渡辺 ゆりか

吉田 全良

今井 友乃

前山 憲一

奥田 知志

■ コーディネーター

日本福祉大学社会福祉学部
教授

原田 正樹



生活困窮者支援で注目を集める伴走型支援について、さまざまな支援現場の「実践知」を4人のパネラーが報告。改めてその意義を探る。

一般社団法人 草の根ささえあいプロジェクト

名古屋市で「子ども・若者総合相談センター」を運営、0歳からおおむね39歳までの不登校、ひきこもり、障害、病気、困窮、家庭の不和などさまざまな困難に対応する相談、自立支援、ソーシャルワークを行っている。

困難の背景には、自分や他人を信じて人生を選択していく基礎となる、温かな記憶や経験の欠落があり、これを一緒に埋めていく、取り戻していくために「よりせいサポーター」というボランティアバンクを整備。現在200人の市民が登録している。専門家だけでなく、市民が若者に「友達以上家族未満の親密な他者」として寄り添う。それが生きる力を回復させる。地域の力を信頼することが重要。

NPO 法人 くらし応援ネットワーク

居住支援や自立準備ホームなどを担当。保護観察所や家庭裁判所、児童相談所からの依頼が多く、帰るところがない障害者なども受け入れる。

更生緊急保護で自立準備ホームに入居したある高齢男性は、就労を開始するも体調を崩し入院、ガンが見つかった。「最期までホームに」との本人の意志を尊重し、看取りや葬儀、墓も当法人が手配した。

当事者の話を聞き、寄り添っていくことを大切にしている。そうするうち歩調を合わせ、その人に合った支援ができるようになる。その経験は支援者にとっても学びで、人生を深めることにつながる。出会いから別れまで、

一生の付き合い。

NPO 法人 知多地域成年後見センター

知多地域成年後見センターは、知多半島5市5町の委託で運営。後見人は法的な権限を持ち、被後見人のために生活支援や財産管理を行う。成年後見は福祉制度ではないが、認知症や知的障害、精神障害の人たちを対象にすることが多く、福祉関係者とも連携する。

社会福祉士もいるが、35人の非常勤スタッフは主婦など一般市民が多い。専門職でなくても地域生活のプロ。被後見人が地域で暮らすために何が必要か、生活者視点で考える。「破たんとともに歩む」と表現しているが、どんな状態になっても一緒に悩み、考える。支援は命ある限り続く。センターは管理・指導者ではなく、被後見人が自分らしく暮らす応援団。

半田市社会福祉協議会

福祉相談窓口は小学校区程度での配置が理想と考え、介護や福祉の事業所の協力を得て窓口をつくらうとし、中学校区単位で高齢・障害・児童の各事業所と多機関連携会議を立ち上げ、協力事業所内に窓口を開設。

困っている人が介護支援事業所の窓口に来て、ケアマネジャーが相談を受けたとする。認知症のことならそこで対応すればいい。たとえば不登校の相談ならより専門性の高い支援機関につなぐ。つなぐ先がわからない場合は市社協のコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターらと連携して専門機関につなぐ。子どもが対象なら学校とも連携。地域の身近な包括的相談支援体制づくりだ。

まとめ

コメンテーターの奥田知志さんは、生活困窮の問題について「根底はつながり喪失。つながりの喪失とは、人生の『物語』を失うこと」と指摘。そのうえで、「物語を失った人に寄り添い、つながり続ける。つながりの回復が新たな物語を生み、生きる力を養う。それが伴走型支援」と説明する。また、幸・不幸や豊かさ・貧しさを単純化することに警鐘を鳴らし、「たとえば就労できれば幸せか、もう一歩踏み込んで考えたい。伴走型支援は人と社会の価値観が問われる」と訴えた。

コーディネーターの原田正樹さんは、伴走型支援を「支援の中から生まれた実践知」と位置づけ、「伴走型支援は、支援の先にある日常をどうつくっていくか、そこをいかに豊かにしていくかを目指す。課題解決を越えて、日常をつくり出すための『伴走』であり、ゆえに当事者のナラティブ（語り、物語）を大切に。それは、私たちが関わりを通してどんな社会を創出していくかという哲学かもしれない」と結んだ。



分科会

2

(子ども若者支援)

子ども・若者支援は「孤独・孤立」に どう向き合うのか？

～第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が示す「現在」と「未来」～

2021 11/14(日) 14:00▶16:00

■ パネラー

中央大学文学部 教授
公益財団法人あすのば
代表理事

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
子ども若者支援担当部長
札幌市若者支援総合センター 館長

A´ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)
副館長・就労支援室長

古賀 正義

小河 光治

松田 考

西岡 正次

■ コーディネーター

認定NPO法人スチューデント・サポート・
フェイス代表理事

谷口 仁史



分科会2では、2021年4月に策定された第3次「子供・若者育成支援推進大綱」の理念を踏まえ、調査と現場実践から子ども・若者が抱える課題と背景を紐解き、求められる支援について議論を進めた。

「子供・若者育成支援推進大綱」と 調査結果

中央大学の古賀正義さんは、「子供・若者育成支援推進大綱」は基本的な施策の方向性を示すものではあるが、努力義務が多く、取り組みはこれから」と話し、若者が抱える「生きづらさ」の根の深さを指摘。内閣府が13～29歳の1万人を対象にした社会生活調査結果では、4割強が「困難な経験があった」と回答、うち6割が「人づきあいが苦手」と訴えており、特別な現象ではないことをデータから示唆。デジタルネイティブ世代のコミュニケーションの変容や、いまの若者のナイーブな感覚に対応する支援が求められるとした。

若者の複合的課題に応えるためには、教育、福祉、医療、保健、警察、労働などがネットワー

クを組み、同時に居場所を失った子どもたちのために、他者と触れられる広い意味の居場所が必要と話す。支援のプラットフォームをつくるには、コーディネート役をつくり、学校を含むワンストップ相談窓口への理解を深め、個人情報取り扱いに関するコンセンサスを構築すること大事だと説いた。

公益財団法人あすのば

小河光治さんは、「子どもの貧困対策法」成立から2年を迎えた2015年に、子どもの貧困対策センター「あすのば」を立ち上げた。活動の3本柱は、①調査研究に基づく政策提言、②支援団体への中間支援、③子どもたちへの物心両面での直接支援。寄付金による入学・新生活応援給付金に取り組むほか、コロ

ナ禍では独自に緊急支援給付金にも取り組み、2020年は約8,000人に3億円を超える給付金を届けた。

2021年6月には、13団体と一緒に、「コロナ禍の子ども・若者の命を守ろう、学びを守ろう」と超党派の議連に訴えた。先月は、児童手当を高校生まで延長してほしい、困っている家庭にはさらに上乗せしてほしいと超党派の議連に申し入れた。こども庁の議論と併せて、子どもの権利を含めた「子ども基本法」を整備し、困難を抱える子どもたちへのより手厚い支援が求められると話す。

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 札幌市若者支援総合センター

松田考さんは、「子供・若者育成支援推進大綱」が総花的で、どこの自治体からも「それはうちの部局ではない」「予算がつきにくい」という声が聞かれることを指摘。あわせて要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会という2つの法定協議会の隙間にある社会課題を見落としてはいけないと訴えた。

また、就労がゴールの「若者支援」から「子ども・若者支援」に言葉が変わって、課題のある世帯・環境の下で子どもをいかに育むか、家族機能の社会化がテーマになったと話す。1年前に札幌の一軒家で「いとこんち」という居場所を立ち上げ、子どもたちと親戚のような関係をつくりながら、会話から生まれる相談に対応するため連携体制を構築中。

地域のユースワークの貧困が、若者支援領域にダメージを与えていることから、「全国に約200ある地域若者サポートステーションを再度活用した連携が必要ではないか」と投げかけた。

A´ワーク創造館 (大阪地域職業訓練センター)

西岡正次さんは、就労支援の考え方や内容の変化にふれ、「コロナ禍で働く貧困層の深刻さ」が浮き彫りになり、「働きながら、めざすキャリアを模索・形成する支援や仕組みが求められている」と話す。主体的なキャリア形成の習慣や条件が整っていない日本では「キャリア形成の孤独・孤立」は見えないリスクとして広がり、福祉や教育等の社会サービス利用に付随した一時的な相談支援だけではカバーし得ない状況だ。特に、若者の就労、めざすキャリアの模索・形成期は長く、さまざまな経路をたどるため、孤独・孤立のリスクは大きい。

働く場を利用した支援、訓練を活用した支援、継続したキャリア相談がタテ糸だとすれば、就労準備支援、就労訓練、無料職業紹介がヨコ糸となる重層的な就労支援に期待したい。そして、「独・孤立に対抗する『仲間とともに』という支援機能を併せ持つことが大事」と提起した。

まとめ

コーディネーターの谷口仁史さんは、「千里の道も一歩から。何年かけても変えられなかったことが、コロナ禍の制度改革で実現したことも事実。相談現場で一人ひとりに寄り添い伴走しつつ、大綱に書き込まれている具体的な対策を着実に実行していくには、現場の人間が計画や実態に関心を持ち、孤立する当事者の声なき声を国に届けていくことが重要」と現場にエールを送った。

生活困窮者支援と 参加支援・地域づくり

2021 11/20(土) 10:00▶12:00

■ パネラー

阪南市社会福祉協議会
事務局次長

南国市社会福祉協議会
地域福祉課 課長

公益財団法人
東近江三方よし基金 事務局長

東近江市社会福祉協議会
在宅福祉課 課長

■ コメンテーター

東京都立大学 准教授・地域共生
社会推進検討会委員

猪俣 健一

丹生谷 行朗

山口 美知子

眞弓 洋一

室田 信一

■ コーディネーター

日本社会事業大学専門職大学院
客員教授

渋谷 篤男



生活困窮者自立支援制度を担う組織が、地域共生社会の包括的支援体制づくりから、地域の相談支援、参加支援など地域づくりにどのように関わり、地域の協働をどのようにつくっていくかについて話し合った。

阪南市社会福祉協議会

阪南市社協では地域を基盤に個別支援を中心に動くワーカーと、地域そのものを支援する地域づくりのワーカーとがエリアを共有してチームを組み、個別支援と地域支援を一体的に進めている。

地域包括やCSWが地域に向く「まちなかほっこり相談」では、多様な課題をキャッチする中で、地域共生の全体の仕組みをつくりながら課題解決に向けて取り組んでいる。

担い手づくりの実践としては、小・中学生が学校外で地域の困りごとを解決する「子ども福祉委員」を立ち上げた。また、市内にある少年院の在院生たちが地域の困りごとを解決する活動を実施しているほか、農福連携や

漁福連携などの取り組みも進めている。

福祉、生活困窮の主任相談員、地域住民それぞれにニーズがあり、生活困窮者自立支援事業の枠組みだけで行うのではなく、地域支援ワーカーや地域で活動する人たちと協働して地域づくりを行っている。

南国市社会福祉協議会

地域づくりの基礎として「南国社会福祉法人による公益的な取り組み連絡会」と、困窮事業開始時に各団体の連携のためにつくった「南国ネットワーク連絡会」があり、普段からお互いに話し合えるような会となっている。

高知型福祉の「あったかふれあいセンター」で、南国市ではひきこもり、就労、独居高齢者、子どもの学習などの支援や、地域の担い手づ

くりなどを行っている。

あったかふれあいセンターと生活困窮者自立支援事業との連携では、就労支援や子ども食堂などを行っている。センターを利用するひきこもりだった人たちに、就労準備支援事業の担当が地域へ出ることを提案し、独居高齢者宅に訪問して困りごとの解決を行う活動なども行っている。

地域づくりでは相談者との信頼関係が大事だということと、内部・外部との連携・協働が大事だと考えている。地域と協働し地域の福祉教育も展開しながら、継続した顔の見える関係づくりを目指して活動している。

東近江市社会福祉協議会

東近江社協では、リーマンショックが生活困窮者支援の大きな転換点となった。当時、外国籍の子どもたちが学校に行けないという問題が生じた。米などを支援したが、生活困窮者、特に外国籍住民が抱える生活課題に対しては社協だけで解決できず、国際交流協会や外国籍の子どもたちが通う学校、さまざまな関係機関や住民とのつながりが生まれた。

中間支援組織として「まちづくりネット東近江」というNPOが立ち上がり、一緒にさまざまな活動をしてきたほか、「東近江三方よし基金」との連携でも課題を克服するような支援に結びつけることができています。

コロナ禍においては、リーマンショック以降も発信を続けてきたおかげで、地域住民から米の寄付があったり、NPOや東近江三方よし基金など各団体や組織と協働しながら、支援に結びつけることができています。

公益財団法人東近江三方よし基金

地域の皆さんと半年ほど検討会を行った後、財団の設立準備会をつくり、地域の皆さんか

らの寄付で基本財産を集め「東近江三方よし基金」を立ち上げて5年目になる。

休眠預金の新型コロナウイルスの緊急支援の事業に応募したところ6,000万円が採択された。支援先は一般社団法人、NPO法人、市内にあるブラジル人学校、東近江市社協で、食糧支援や地域づくり活動のための環境整備、就労支援、地域福祉活動等への支援を行った。

NPO法人まちづくりネット東近江では、当基金の緊急支援で多文化共生のまちづくりに向けて、交流会の企画や組織化の検討などを始めている。まだまだ足りないことが多く、いろいろな主体が関わって話し合い、できることを探していきたい。

まとめ

コメンテーターの室田信一さんから、地域が持つ二面性について、住民同士の助け合いの関係の構築が重要ではあるが、一方で当事者の自由の面と協力してほしい活動が必ずしも一致しないことがあり得るということや、政策によって地域づくりを進めるということ、相談支援体制と地域づくりの接点、地域づくりと時間軸の考え方について講義があった。

コーディネーターの渋谷篤男さんからは、お互いの経験を通して考え方を整理していくことの大切さについて話があった。そして、地域づくりはどこかの特定の組織や個人だけで行うのではないことと、生活困窮の制度を担っている人が意識的に促進役を担うことが大事ではないかと結んだ。



包括的居住支援における一時生活支援事業等の可能性について考える

2021 11/20(土) 14:00▶16:00

■ パネラー

国土交通省住宅局安心居住推進課
課長補佐

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

法務省保護局更生保護振興課
地域連携・社会復帰支援室長

NPO法人ワンファミリー仙台
理事長

座間市福祉部生活援護課
課長

株式会社あんど
代表取締役

山口 秀太

唐木 啓介

西村 朋子

立岡 学

林 星一

西澤 希和子

■ コーディネーター

NPO法人やどかりサポート鹿児島
理事長

芝田 淳



包括的居住支援において一時生活支援事業はどのような役割を果たすのか。家という建物から、経済生活、社会参加、看取りまで含まれる居住支援。一時生活支援事業の位置づけから総合的・包括的な議論を目指した。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

「住居確保給付金」は住居を失う恐れがある人に支給するもので、収入減少した者にも対象拡大している。「一時生活支援事業」は、住居のない生活困窮者で所得が一定水準以下の人に対して宿泊場所の提供や衣食の提供などを行うものである。シェルター等を退所した人には、訪問支援などで居住支援を強化し、「地域居住支援事業」で対応している。また、貧困ビジネス対策と単独で居住が困難な人たちへの対応には「日常生活支援住居施設」が位置づけられている。

コロナ禍において各省との連携のほか、自治体、民間でさまざまな取り組みを進めながら、不安定居住者に対する支援を継続するこ

とが重要であると考えている。

国土交通省住宅局安心居住推進課

新たな住宅セーフティネット制度には、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」「住宅の改修・入居への経済的支援」「住宅確保要配慮者のマッチング入居支援」という三本柱がある。

居住支援法人は、住宅確保要配慮者に対して入居前・中・後の支援をする法人として都道府県が指定する制度であり、居住支援法人等の関係者が連携することで、地域居住支援体制が充実すると考えられる。連携体制の構築に当たり、国土交通省では市区町村の居住支援協議会の設立を促進することとしている。

居住支援体制の中では、一時生活支援事業

との連携も欠かせないと考えており、一時生活支援事業の担い手とも連携して支援体制の充実がなされるよう取り組んでいきたい。

法務省保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

刑法犯認知件数は減少を続けているが、検挙人員の約半数が再犯者という状況で、刑務所出所者等の社会復帰に向けた支援が課題の一つになっている。再犯を食い止めるため「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、「再犯防止推進計画」に基づき安全安心な社会の実現を図るための施策を推進している。刑務所出所者等が住宅確保要配慮者に含まれたことから、法務省では関係省庁との連携を強化し、住宅確保要配慮者の支援に取り組む居住支援法人と連携し、刑務所出所者等の安定した住まいの確保に取り組んでいる。

刑務所出所者等の再出発にあたり、社会の中に住居がなければ就職も難しく、自立した生活を営むこともできない。法務省としては関係機関と連携し、刑務所出所者等の住居の確保に努めたいと考えている。

NPO 法人ワンファミリー仙台

コロナ禍における宮城県の一時生活支援事業の現状では、コロナ前に比べて利用者が大幅に増加している。

宮城県の再犯防止の取り組みの中で、不動産事業者への調査の結果から、罪を犯した人の入居促進のためには何かあったときに駆けつけ対応（アウトリーチ）してもらえる相談支援機関が地域に求められているということがわかった。

一時生活支援事業を必須化させるにあたっては、従事者研修を実施してほしいと思っている。また、一時生活支援事業と自立相談支援事業を実施している団体が密に連携する必

要があり、福祉施設から一般アパート等、本人の状況に応じた住まいと住まい方を提供し、本人が安心して住み続けられるようなサポートが大事だと考えている。

座間市生活援護課

座間市では自立相談支援事業の取り組みから、複合的な問題を抱えている人の対応は行政だけでは難しいことに気づき、地域の方々の力を借りて対応する中から「チーム座間」という連携体制ができた。毎年のホームレス調査の結果は0人が続いているが、「断らない相談支援」の中で把握された住まいに関するニーズに対応する必要から、一時生活支援事業を地域居住支援事業と併せて2020年4月から開始した。

また、国土交通省や神奈川県居住支援協議会等と連携してネットワークづくりを進め、2021年6月には座間市居住支援協議会を設立した。

一時生活支援事業等に取り組むことは、地域における包括的な相談支援体制づくりに向けた気づきにつながると感じている。

まとめ

株式会社あんどの西澤希和子さんから千葉県内の現状について、一時生活支援事業を実施していない地域を民間がカバーしているという報告があった。こうした点を含め、一時生活支援事業を含む居住支援のニーズは広範囲であり、協議会や法人などの形にとらわれずに住宅と福祉の連携の進め方が住宅セーフティネット制度の今後の課題であると話し合われた。最後に国や自治体、民間の事業者などが協力し合い、包括的居住支援の一步を踏み出したと締めくくられた。

子どもを支える地域づくりとアウトリーチ

～生活困窮者自立支援制度と地域は何ができるのか？

2021 11/21(日) 10:00▶12:00

■ パネラー

NPO法人子育てネットひまわり
代表理事

新潟県パーソナル・サポート・センター
相談支援員

NPO法人パノラマ
理事長

豊中市社会福祉協議会
福祉推進室長

■ コメンテーター

日本福祉大学社会福祉学部
教授

有澤 陽子

小田 恵

石井 正宏

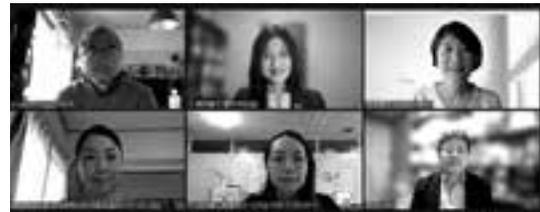
勝部 麗子

原田 正樹

■ コーディネーター

生活困窮者自立支援全国ネットワーク
研修委員

鈴木 晶子



分科会5は、「支援者は子どもたち・親たちと出会っているか」「つながっているのか」「地域のほかの人たちとつながるところまで支援の手を伸ばしているか」「子どもたちがその中で暮らし、学び、大人になっていくという地域に向かっているのか」という4つのテーマで話し合われた。

豊中市社会福祉協議会

3年前から学校連携の取り組みをスタート。スクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの連携が進み、朝起きられずに遅刻する子どもを地域のボランティアが送迎したり、寄付金をもとに家族支援の「エンゼルヘルパー」という独自の生活支援の仕組みを作った。

市内25か所の子ども食堂は、コロナの影響を受け開催を自粛。週1回、手づくりの栄養価の高いお弁当を持って「相手にのぞまれるアウトリーチ」を行い、学習支援やいろいろな体験ができる場に案内する「参加支援」の活動を生み出した。食材支援をした大学生やひきこもり経験のある若者が学習支援のメン

バーとして活動している。

1人の人に寄り添う支援と同時に、それ以外の人の予防的な支援や見守りも大事だと感じている。

特定非営利活動法人子育てネットひまわり

子育て支援のNPO法人を運営し、親子ひろばの運営や相談支援を軸に活動。3団体で2020年4月、「ひとり親パートナーズ」を立ち上げ、物資の配布会やイベントを中心に活動を始めた。

つながり続けるために、安心・安全・安定を保証して座談会や勉強の座学の場に声をかける。暮らしの話聞き、状況をほぐしながら一緒に考える。「支援を利用しすぎると依存する」という言葉も聞くが、子育て支援では

「もっと頼ったらよかったのに」という場面が多い。

しんどさの中では、小さなことが引き金になって衝動的な行動を起こすことがある。つながりや楽しみ、大事にされて誰かとつながる場所があることが、リスクを上回るプロテクト要因になる。

新潟県パーソナル・サポート・センター

風俗店で働く女性の無料法律相談を行う窓口団体「風テラス」との連携で、性風俗店の託児つき待機部屋へのアウトリーチを2018年から開始した。2018年から始めた待機部屋2か所での出張相談では、親の援助を得ることは難しく、もしお金があっても債務や夫婦間のDV、自身の精神疾患などの課題が残るケースが多い。法律相談や行政サービスの窓口に行くことに強い抵抗感があり、自分の状況をどう説明していいのかわからない、などの声を聞く。

出張相談を始めて4年以上経過するが、業界や本人との関係性は、やっと入り口に立てたという状態。定期的に待機部屋へ足を運び、じっくり話に耳を傾けても、しっかりとつながれている感じはしない。引き続き、女性たちの置かれている状況に理解を示し、時間をかけて寄り添う必要がある。

今後は、連携先と協働でセカンドキャリアを支援できる仕組み作りを考えている。夜から昼の仕事に転職を希望する女性を支援していきたい。

NPO法人パノラマ

週1回、高校の図書館で「校内居場所カフェ」に取り組んでいる。コンセプトは、安心・安全な居場所の提供と文化資本のシェアで、ここで早期発見したものを早期支援につなげる。

のちの社会関係資本や経済資本につながる可能性がある文化資本をここで経験する。

就労支援では、アルバイトとインターンを合わせた「バイターン」を実施。ラーメン屋でバイターンし、その後別の会社に就職した男性は、いまでもそのラーメン屋に食事に来る。たまに行くと、店長はその男性の最近の様子を教えてくれている。地域の見守る目、地域の網に上手に引っかかるようにし、何かあったらすぐ力になれるという関係を続ける。

家と職場や学校と地域、それぞれの間領域をつくり、社会的孤立をさせないことが使命だと思っている。

まとめ

4者からの報告を受け、日本福祉大学教授の原田正樹さんは、「切り口は違っても、大事にしている共通点がある。アウトリーチの工夫において大事なキーワードは、信頼、地域を大事に考える、役割をつくるというところにある」とコメントした。それを受けて、コーディネーターの鈴木晶子さんは、「なくてはならない食の支援と、不要不急だから後回しにされがちな経験や文化の資本は、地域の人とつながって一緒につくっていける部分なのではないか」とまとめた。



態様が異なる働きづらさの実態を知り、対応策を考える

2021 11/21(日) 14:00▶16:00

■ パネラー

NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会
代表理事

伊藤 正俊

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
常務理事

辻 邦夫

株式会社ヒューマン・コメディ
代表取締役

三宅 晶子

認定NPO法人ReBit
サービス管理責任者

石倉 摩巳

日本財団公益事業部国内事業開発チーム
シニアオフィサー

竹村 利道

■ コメンテーター

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス
代表理事

谷口 仁史

■ コーディネーター

社会福祉法人生活クラブ風の村
理事長

池田 徹



分科会6では、日本財団が進める「WORK！ DIVERSITY（ダイバーシティ就労）」プロジェクトの横断的支援部会で検討されている、態様は異なっても横断する共通項や就労支援のあり方について話し合われた。

NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合

現代社会では最終的なゴールは「就労」であり、就労は稼ぐことが目的になっていて、自己実現や社会貢献の側面がおざなりになり、多様な社会参加ができない状況になっている。

「私たちのこと、すべての国民のことを私たち抜きで決めないでほしい。これからいろいろな生き方支援が始まると思うが、日本の新しい仕組みは私たちの思いを聞いてからにしたい」と訴えたい。いろいろな生き方、障害もあったり、生活状況の変化があったり、人生はなかなかうまくいかないこともあるが、すべての人がきちんと幸せを感じられるような仕組みで考えていき、みんな幸せになれるような社会になっていただきたい。

一般社団法人日本難病・ 疾病団体協議会

約7年前に難病法ができ、「医療費助成」「調査研究の推進」「生活環境整備」が法律で定められた。難病法によって治療研究と福祉の支援が受けられるようになり、障害者総合支援法でも「難病患者等」と表記されて障害者対象の福祉支援や就労支援も受けられるようになった。しかし、患者の約7～8割は障害者手帳を持っていないほか、確定診断がなかなか出ない、医療の地域格差、家族の負担や重症度分類などの課題もある。

加えて、患者本人も「病気を隠して就職して退職やパート化になった」「定期的通院や再発時に休みが取れない」などで理解が得られない状況に陥る人が多い。法定雇用率の問題

も含めて改善を求めている。

株式会社ヒューマン・コメディ

受刑者や少年院入院者等を雇用したいという企業の採用の支援と教育の支援を行っている。

2018年に『Chance!!』という受刑者等専用求人誌を創刊。出所者、事業者、雇用主の声を反映している。刑務所内でも会社の雰囲気や就労した場合の将来像がイメージできるようなメッセージや写真を多用。また、「Chance!! 専用履歴書」を作成し、「直近の事件の背景・きっかけ欄」にその人が自分が起こしたことに対しての思いを書き取ることで、事業主には面接したいかどうかを判断してもらっている。

誰もががある日突然、何らかの理由で支援される側に回る可能性がある。失敗や間違いを許して受け入れることのできる優しい社会を目指して頑張っていきたい。

認定 NPO 法人 ReBit

LGBTQは約10%との調査もある。精神疾患を抱えた複合的マイノリティの人も多いが、性のあり方と障害や生活状況の両方を安心して伝えられる場所は少ない。

LGBTQが想定されていないことから、医療や福祉、行政サービス利用の場面で困難やハラスメントを経験することも少なくない。生活保護制度では、同一居住、同一生計ならば原則同一世帯として認定できるが、同性パートナーとして認められるのか、当事者だと話したら地域でバレてしまうのではないかと不安を抱えている。

まずは支援者の理解促進と、支援機関の支援体制構築が大事。LGBTQであってもなくても、平等に、安全・安心に福祉サービスやセー

フティネットを利用できる社会であってほしい。

公益財団法人日本財団

社会の中で役割を持ち、誇りを持ち、活動することは人間の生きる力を伸ばす。働くことはキュアでありケアである。

2015年から日本財団に入り、リソースをシェアする、共有して一緒に取り組むという発想が必要だという気づきが地域を支える「WORK！ DIVERSITY」のプロジェクト化に携わる。

「相談を断らない支援」「ワンストップ」と語られるが、相談は断らなくてもサービスは対象によって断る現実がある。このプロジェクトでは、体系的な縦割りを撤廃して、障害支援区分ではなく就労支援区分の形で考え直して、障害者だけではなくみんなが横断的に使うことを提案していきたい。

まとめ

報告を受け、コメンテーターの谷口仁史さんは、「制度のはざまやアクセシビリティ、カバー率、捕捉率の低さという問題は確実に存在する。連携領域にいかかに投資をして、そのメリット、相乗効果、シナジー効果を出して余裕を生んでいけるのかがポイントになる」と話した。また、コーディネーターの池田徹さんは、「日本は医療モデルでの障害認定方法だが、WORK！ DIVERSITYの究極の目標は、どういう社会的な困難があるかという社会モデルとしての障害規定ではないか。障害とは何かという価値観を変えていきたい」と締めくくった。

地域を元気にする「活躍支援」の 地域・場づくり

2021 11/23(火・祝) 10:00▶12:00

■ パネラー

藤里町社会福祉協議会
会長

NPO法人ハートinハートなんぐん市場 理事
公益財団法人正光会御荘診療所 所長

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会
代表理事

NPO法人全国コミュニティライフサポート
センター 理事長

菊池 まゆみ

長野 敏宏

櫛部 武俊

池田 昌弘

■ コーディネーター

東北福祉大学総合マネジメント学部
教授

高橋 誠一



制度上の言葉ではない「活躍支援」について、どう理解して考えていくか、そしてその先に新たに見えてくるものをともに考える分科会となった。

藤里町社会福祉協議会

藤里町社協では、2005年に、「福祉でまちづくり」という組織ぐるみの活躍支援事業に展開し、「町が元気になるためには若者がいたくなる町でなければいけない」と「こみっと支援」を始めた。失敗しても何回でもやり直しができるという後押しができるような支援事業を目指し、福祉拠点の「こみっと」を開設。誰でもいつでも来られる場所を開設した。

まちの特産品をつくらうと「白神まいたけキッシュ」を製造・販売すると、初年度で450万円を売り上げた。すると、「若者が集まって頑張ればいろいろなことができる」と地域からの目が大きく変わっていった。

2015年からは、福祉による地方創生事業に

参入し、「人づくり」「仕事づくり」「若者支援」を柱に、活躍支援による福祉でまちづくりを始めている。その中で人づくり事業としてプラチナバンクを始めた。登録したい人、活躍したい人、すべての人に門戸を開け、100歳でも、足腰が弱っても、さまざまな参加の仕方があり、誰でも参加できる仕組みだ。

特別な人を特別に処遇する考え方ではなく、地域の人たちと自由に、ひとりひとりが活躍できる地域づくりを考えている。

NPO法人ハート in ハート なんぐん市場

環境が変わり、人口が減り、企業が撤退して働くところがなくなり、町そのものが存続するのだろうかという危機意識が出発点となり、町のことを多くの仲間たちと考える取り組

みを始めた。同時に、精神科の医師として出会う人たちの抱える困難や、地域の包括ケアシステムの充実に向けての取り組みが、活躍支援という視点で重なり合ってきている。

まちづくりの出発点は、年齢や職種、病歴など関係なく町の未来をつくるということ。「とにかく楽しいことをやろう」と、人の集まる、笑える場をいっばいつくってきた。支援する側・される側という一方通行をなくすことにこだわり、「〇〇さん」と呼び合える関係づくりを進めてきた。

15年前、愛南町にNPO法人ハートinハートなんぐん市場を設立。観葉植物のレンタル業から始め、現在は地域の事業を守る原木シイタケや、新しい特産物であるアボカド栽培、温泉経営なども手がけ、約100人が働く。バイキングが人気のレストランではコロナ禍で弁当に切り替え、150食を販売している。

「あらゆる人、すべての人が誇りを失わずになんとか生涯をまっとうできる社会をつくること」が大事で、誇りを失わずに寿命を迎えられたら正解だと思っている。

一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会

2004年、国のモデル事業で、生活保護受給者の場づくりを進めた。ボランティア活動をとおして地域や人に関わり始めると、受給者から「この年になっても自分を変えることができた」「ボランティアをして褒められてうれしかった」と前向きな声を聞くようになり、かけがえのない自分という存在を感じられる場所が必要だと考えるようになった。

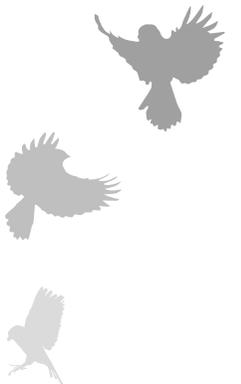
地場の漁網の整網を生活保護受給者が担っている。地域の技術を伝承し、産業を支え、収入を得る仕組みになった。整網会社社長は「ここがなければ廃業していた」と言い、受給者は誇りを持って仕事をしている。福祉だけでなく地域の産業や水産に関わる社会政策

の分野として見直していく必要があるのではないか。

2017年に、音別ふき落団を結成。離農農家の「この町はフキが特産」という声を聞き、フキが誇りであり、町の歴史であることを知った。「落で（釧路市）音別町が有名になり、若い人から年配の方までどんな人も自信を持っていきいきと暮らせる」というフレーズを掲げている。生産が40トンを超え、生フキの販売だけでなく、製造、流通、販売という次の挑戦が始まった。全国の人とつながって、関係人口を増やしながら取り組んでいきたい。

まとめ

報告を受けて、全国コミュニティライフサポートセンターの池田昌弘さんは、「地域の持っている力、文化、技術、産業をみんなで守り、継承し、新しいものを築く中で、人が活躍し、地域も活躍し、元気になっていく。誇りを持って生きて人生を閉じていくような暮らし方を見える化していくことが必要」と話した。また、コーディネーターの高橋誠一さんは、「人が持つ力を私たちは信じ、見い出して、お手伝いする。それが人が人を支援することの意味である。困窮者という枠組みを超えた取り組みが活躍支援と言えるのではないか」とまとめた。



アフターコロナの家計改善支援のあり方

～家計改善支援で何ができるのか。家計改善支援の本質的な役割を問う～

2021 11/23(火・祝) 14:00▶16:00

■ 登壇者

上智大学総合人間科学部社会福祉学科
准教授

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

野洲市市民部
次長

日本司法支援センター(法テラス)本部
常勤弁護士

グリーンコープ生活協同組合連合会常務理事
生活再生事業推進室長

楠木 奈津子

唐木 啓介

生水 裕美

楠木 信行

行岡 みち子

明治学院大学
教授

新保 美香



コロナ禍で必要性が強調される家計改善支援事業。前半では事業の活用や必要な知識への報告を受け、後半では参加者との質疑応答の時間が設けられた。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

家計改善支援事業の実施自治体数は令和4年度は8割となる見込みで、利用件数も増加。自治体へのアンケート結果で、9割以上の自治体が「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」ことを課題認識している。また、法曹関係の団体との連携を強化した自治体が3割以上見られる。

緊急小口資金・総合支援資金の償還開始の据置期間は令和4年12月末まで延長。借受人および世帯主が住民税非課税である場合には償還免除を行う。特例貸付における償還期間中に償還が困難となった場合等は、事情に応じて残債を免除することも可能としている。

償還免除後も自立相談支援機関や家計改善支援事業による継続的な支援が受けられるようなフォローアップ支援を行う体制整備を取

り、支援をしていきたい。

住民税非課税について (生水裕美氏)

住民税は、その年の1月1日に住民登録をしていた市区町村が課税する。住民税(市民税および県民税)の課税額は前年の所得に基づいて年度ごとに決定され、均等割と所得割から構成されている。均等割は所得にかかわらず負担する均等の税額で、この均等割がゼロ円の場合、住民税非課税となる。特例貸付の償還免除要件は、借受人及び世帯主が非課税の場合免除となるが、償還開始以降12か月以上の償還未済額があり、分納、少額返済などを実施しているが増加している、かつ住民税「所得割」が非課税となっている高齢者のみの世帯・障害者世帯または一人親世帯、もしくは当該世帯と同等と都道府県社会福祉協議会において判断される世帯は免除になるので、償還免

除等においては税担当との連携が重要となる。

非課税の場合は、①生活保護を受けている、②障害者、未成年者、一人親家庭、寡婦で、前年中の合計所得金額が135万以下の人、③前年度中の合計所得金額が市町村等の条例で定める額以下の人という3つの条件のいずれかに当てはまる。

日本司法支援センター (法テラス)

「司法も福祉の一部」である。福祉と司法が適時に連携することにより、たとえば、債務等の法律問題が解決し、家計改善支援を効果的に進められる場合がある。

法テラス(正式名:日本司法支援センター)は、司法サービスを誰もが、いつでも、どこでも受けられるようにすることを目的として国が設立した法人だ。無料法律相談(同一の相談3回まで無料、出張相談制度もあり)、弁護士等に支払う費用等を無利息で立て替える代理援助・書類作成援助、本人に代わって福祉関係者が出張相談の申し入れができる「特定援助対象者法律相談援助」という制度もある(いずれも利用に一定の条件あり)。本人と弁護士等の同意があれば、福祉関係者も相談に同席することが可能だ。

現実に利用できる地域の人的・物的資源を前提に、地域の実情に応じて、自治体や福祉関係者、弁護士会、法テラス等が連携することで、地域共生に必要な地域の司法インフラを整備することが重要だ。

グリーンコープ生活協同組合連合会

家計改善支援は、多重債務や生活困窮状態に陥った人たちへの生活再生が原点だ。債務整理や滞納の解決とともに、傷ついた心に寄り添う支援を続けてきた。その中で「かさじぞう基金」(相談員即決の少額貸付)は、帰り

のバス代もないような相談者に数日間のつなぎ資金を渡したいという相談員の思いから始まっている。

今、コロナ禍で高齢者の相談も増えている。年金だけで生活できずに就いていた仕事が無くなったり、コロナ禍で減収した子世代の支援が受けられなくなったりと、以前から家計に余裕がなかった高齢者世帯は、新たな就労が難しい中で困窮度が深刻化している。

コロナ禍が長期化する中で経済的に困窮する世帯の激増が予想され、家計改善支援は必要不可欠な支援となる。相談支援つきの少額貸付の仕組みや特例貸付償還の柔軟な対応などの支援策を求めたい。相談者が誇りと自信を取り戻し、家族や地域との関係を修復しながら自ら生活を立て直していけるような、スキルよりハートを大事にした生活再生の支援が全国に広がっていくことを願っている。

質疑応答とまとめ

後半は、参加者からの質問に登壇者が回答した。「生活保護受給から脱却した場合、再び償還するのか」という質問には、唐木啓介さんが「償還の義務が再度発生することはない」と明言。自立支援金について「新たに再支給が設けられたが、初回と再支給を合わせて6か月の支給を受けられるのか」という質問には、「初回また再支給を申請した人は、その都度、要件、具体的には収入や資産、求職活動等の要件を満たせば対象となる」と回答した。

最後に、楠木奈津子さんは、「制度や組織、上司との間でいろいろなジレンマを抱えても、『いい支援をしたい』ともが自分自身を大切に頑張ってもらいたい」とエールを送った。新保美香さんは、「私たちは、相談者や地域の方々との出会いの中でいろいろなものをつくってきた。目の前にいる一人を大切にしながら一緒に歩いていけたら」と締めくくった。

緊急時の災害を平時の支援でカバーする 災害ケースマネジメント分科会

2021 11/27(土) 10:00▶12:00

■ パネラー

宇都・山田法律事務所 弁護士
宮城県災害復興支援士業連絡会 副会長
一般財団法人パーソナルサポートセンター 理事

宇都 彰浩

一般社団法人さいわい
代表理事

井若 和久

NPO法人YNF
代表理事

江崎 太郎

■ コーディネーター

大阪市立大学大学院文学研究科
准教授

菅野 拓



分科会9では、担当理事の新里宏二さん（新里・鈴木法律事務所）からご挨拶をいただいたのち、各地で災害が発生する中で困窮した被災者を支えるときの課題を共有し、今後求められる平時の生活困窮者支援について討議した。

問題提起

分科会の趣旨説明において、コーディネーターの菅野拓さんは、「誰も取り残さない災害対応に向けて、平時の社会保障はなにをすべきか」と問いかけた。災害で家を失うことは、ホームレスの状況と同じ。そもそも災害とは、地震・津波などの危険を引き起こす加害力に、社会の脆弱性がかけ合わさったもの。災害は、高齢や障害、生活困窮などの人々をより強く襲う。日本は災害が圧倒的に多い国でありながら、被災者支援の状況は一向に変わらない。1947年にできた災害救助法をほとんど改良せずに使い、必ずしも災害対応に慣れていない自治体が災害支援を担うため、「日頃の福祉の担い手である民間が被災者支援にも登

場すべき」と訴えた。

事例として、関係団体がオーダーメイドで被災者支援に取り組む、仙台市の災害ケースマネジメントの実践を紹介。パーソナルサポートモデル事業をベースに、アウトリーチ以外にはほぼ生活困窮者自立支援制度の考え方によって対応。「社会保障と被災者支援は裏返し」と説いた。

NPO 法人 YNF

福岡県にある災害支援団体「YNF」では、泥かきなどのボランティア活動だけでなく、中長期にわたる住まいの再建や生活再建の支援にも携わる。すべての被災世帯を対象に、一軒一軒訪問をして、被災しているか、困りごとはないかをヒアリングし、抱える課題が

長期化しそうかを見極める。行政の支援制度の動きに合わせて、災害時に利用できる制度も活用。ただ、公的な支援制度に設けられた申請期限により、情報を得るのが遅くなって申請できずに制度を使えなかった人もいる。災害時の生活再建支援は、担い手が不明瞭で、生活保護と災害時の公的支援制度の相性がよくないことを指摘。

宮城県災害復興支援士業連絡会

東日本大震災から10年が経過した現在も、被災損壊したままの自宅で暮らす「在宅被災者」が少なくない。仙台弁護士会の戸別訪問調査の結果、在宅被災者の約8割は65歳以上で、収入が国民年金しかなく、家があったから何とか生活できていた人たちだ。物資や支援情報は、地域に点在していて外からわかりにくい在宅被災者には届かず、再建のためには多種多様な支援制度を使いこなす力が必要で、申請主義の弊害もある。このような社会的弱者が、平時の困窮者支援制度につながっていないことも調査でわかった。

熊本地震以降は「地域支え合いセンター」が設置され、在宅被災者も支援の対象となった。被災者に寄り添うためには、自治体、多様な専門家、NPO等が連携して支援にあたる仕組みと調整役を平時から準備し、被災者支援から平時の一般施策への橋渡しが必要。災害法制や被災者支援のノウハウの蓄積は市町村だけでは難しく、都道府県による災害ケースマネジメントの実施体制の準備が望まれる。

一般社団法人さいわい

未災地の徳島県では、南海トラフ巨大地震等を想定して策定した徳島県復興指針に、災害ケースマネジメントの導入に向けた環境づくりを明記した。具体的には、県庁では危機

管理部、保健福祉部、県土整備部、監察局が担当し、県及び市町村は社会福祉協議会や専門職団体、ボランティア等と連携して対応。平時から先進地の情報に学び、福祉を中心としたネットワークを構築するとともに、社会的孤立防止を図る居場所づくりや、住民相互の地域づくりを進めていくと明記されている。また、徳島県は、全国で初めて災害ケースマネジメントを条例化して鳥取県中部地震で実践をした鳥取県と、危機事象発生時に相互応援する協定を結んでおり、鳥取県に学びながら進めていく予定である。

徳島大学、県、県社会福祉協議会、士業等が啓発や研究に取り組むなかで、2020年に各種専門家が連携した県内中間支援組織「さいわい」を設立。県内での災害ケースマネジメントが必要な世帯数の試算から、県内の支援者が圧倒的に不足しているため、生活再建困難数を減らし、地域外支援者を増やすための事前対策が必要。現在は、県外の先進団体と県内への被災者支援のノウハウ移転事業を行っている。今後も困窮者支援の人たちと連携して、担い手を広げていきたい。

まとめ

報告とディスカッションを受け、コーディネーターの菅野拓さんは、「被災者支援では、全体像を把握するプロが不足。ある地域にたまにしか起きない災害において、被災者支援のノウハウの蓄積は、自治体だけでは難しい。困窮者を支える平時のプロが、被災者を支えるための法改正や研修の仕組みが必要」と総括した。



シンポジウム

ポスト・コロナ社会における 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度バージョンアップ(2.0)を考える

登壇者

前在リトアニア日本国大使館

特命全権大使 山崎 史郎

厚生労働省医政局総務課

課長 熊木 正人

生活困窮者自立支援全国ネットワーク
東京大学公共政策大学院

顧問
客員教授 鈴木 俊彦

生活困窮者自立支援全国ネットワーク
日本労働者協同組合連合会

理事
専務理事 田嶋 康利

司会進行

生活困窮者自立支援全国ネットワーク
慶應義塾大学経済学部

監事
教授 駒村 康平

「人が人を支援する」ことに
価値がある

駒村康平（以下、駒村）生活困窮者自立支援制度は、「人が人に寄り添う」ことを社会政策の中に組み込みました。山崎さんに、制度を立ち上げたときからの思いをお話しいたします。

山崎史郎（以下、山崎）先月、リトアニアから戻ってきました。

この制度のきっかけは、2008年のリーマンショックです。そのときに、若年世代に対するセーフティネットが弱く、「年越し派遣村」の問題が起きます。社会福祉の申請主義の限界と、窓口の縦割りが露呈した結果でした。



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
監事
駒村 康平
(慶応義塾大学経済
学部 教授)

この事態に対する最初の対応はワンストップサービスでした。その後、「パーソナル・サポート (PS)」が考案され、モデル事業が始まりました。そして、PSの取り組みを制度化すべく、現場の実践者や研究者と協議を重ねました。さまざまな議論を経て、若年の生活困窮者のエンパワメントを図っていくうえで、伴走型の「相談支援」こそが最も重要であることが明らかになり、生活困窮者支援では「人が人を支援する」ことに基本的な価値を置き、制度化を進めました。

この制度に完成形はありません。コロナなど想定外の事態を吸収し

て、発展させていく日進月歩方式だと思えます。その中で、何をすれば一番効果的なのかを現場においても真剣に考えてほしいと思います。

駒村 山崎さんを支えてこの制度の完成に橋渡しをした熊木さんの話に移りたいと思います。

この大会の重要性

熊木正人（以下、熊木）この法律は企画調整して成立するまでが本当に大変でした。当時「わが町に生活困窮者はいない」という声を聞くほど、社会の理解が高くない中、社会構造が変化してセーフティネットに大きな穴があることを証明する必要がありました。制度の意義を説くとき、実践者の存在が、私にとっては大きかったです。

この大会は、法律の施行よりも少し前に始まり、実践者とともに制度を育む考え方が打ち出されています。大会を振り返ると、初回は原点である人が人を支えること、地域づくりについて議論しました。第2回では、前年の社会的孤立の解消が重要なのだという議論から、孤立の解消は地域づくりとともに行うのだという方法論に移ったところに進化がありました。第3回では、支援対象者や課題の広がりが伺え、その流れが2017年5月の社会福祉法の改正につながっています。

第4回では、生活困窮者自立支援法の改正に向けて、この大会から制度を変えていこうという決意が見られ、改正後の第5回では、努力義務化された家計改善や就労準備を、自立相談支援と一体的に取り組もうという議論がありました。

良い意味で驚いたのが第6回で、「自殺対策」「女性支援」「刑余者支援」まで支援対象が広がっていました。その後、社会福祉法が改正され、第7回はコロナに対する現場の苦悩や、



厚生労働省医政局
総務課
課長
熊木 正人

ミクロの個人の伴走型支援と、マクロの地域づくりという2つの理念が改めて議論されました。そして今回、1,800人強の人が大会に参加し、個別支援だけでなく、社会のあり方を変えようという展望を感じます。

人が人を支える制度

だからこそ、支援者が肝であり、大会で議論し制度をリードしてきた意義は大きいです。

駒村 制度が進化し、対象者が広がるプロセスを丁寧にご説明いただきました。この制度は、山崎さんが制度設計をし、村木厚子さんが法案を通して礎をつくり、鈴木さんが制度を定着させました。鈴木さんのお話を伺いたと思います。

循環のプロセスと地域づくり

鈴木俊彦（以下、鈴木）この制度がスタートする前後に担当しました。スタート前は、法律はあるものの予算額も決まっておらず、財務省と熱い戦いをしました。

この法律を最初に見て驚いたのは、非常にシンプルなこと。介護保険のような大体系ではないけれど、理念がしっかりと書き込まれています。この仕組みのいいところは、まず相談支援という形で受け止め、いろいろな支援を寄り添い型で組み立てて提供し、その結果を見て、さらに新たなニーズに対応していく、という循環のプロセスが形づくられていることです。なにより、支援を必要としている人や家族を中心に置いています。この理念を、自治体やこの事業に携わる方々と共有する活動に、熊木さんたちと一生懸命取り組んだことを思い出します。

コロナで顕在化した課題についても、その都度新しい仕組みをつくるということではなく、生活困窮者自立支援のスキームでさまざまなツールを活用しながら課題を解決していくことが求められます。

駒村 この制度ができてからずっと関わってきた田嶋さんに、コロナの議論も含めてお話しただきたいと思います。

田嶋康利（以下、田嶋）ワーカーズコープは、働く人たちが出資をして事業・経営を担い、生活と地域に必要な仕事を自らの手で起こす協同労働の協同組合です。2020年12月に労働者協同組合法が成立し、2022年10月の施行に向けて準備に入っているところです。

リーマンショック後にできた緊急人材育成支援事業（基金訓練）を活用し、求職者と言われる生活困窮状態の人たちを全国の講座で迎え入れ、ともに働く取り組みを進めました。特に、就労困難者や生活保護受給者、社会的困難にある人たちの就労の居場所をつくろうと、地域若者サポートステーションや、障害者の制度を活用して就労継続支援や就労移行支援などの事業に取り組み、2015年の生活困窮者自立支援制度以降は、ワーカーズコープの現場に生活困難者を迎え入れて、ともに働く体験を通じた社会的つながりの回復と潜在力の発揮に力を注いでいます。また、企業からはじかれた人たちをワーカーズコープのような市民参加型事業体を通じた就労と仕事起こしにつなげ、排除と孤立を生まない地域づくりを目指しています。

コロナの中で、社会の脆弱性が浮き彫りになり、一方でエッセンシャルワークの重要性が指摘され、この制度はどういうアプローチができるのかが問われています。一方で、休職者支援訓練という制度が第2のセーフティネットの一つとしてありますが、雇用保険財源が入って厳しい内容になり、利用が減少しています。その人たちに合った職業訓練を通

じて、新しい仕事に就く、もしくは一緒に新しい仕事をつくることのできる訓練と結んだ公的な就労保障の制度が求められています。

コロナで表出した社会の脆弱性

駒村 コロナは社会の脆弱性をあらわにしましたが、本来はもっと早く手を付けなければいけなかったと反省しなければなりません。

鈴木 コロナは現在進行中で、目の前の対策と将来への備えに同時に取り組む必要があります。あぶり出された弱点に対して、対症療法的に対応するのではなく、さまざまな資源や制度がプラットフォームでつながり、機能する仕組づくりを施行する必要があります。

本大会では優れた問題意識と取り組む力が明らかになって、非常に勉強になりました。個別の問題では、たとえば自営・フリーランス問題です。さまざまな働き方をする人たちがわが国の社会に根を張り、セーフティネットの弱点が露呈しました。困窮者支援がそれに対応していくことは当然ですが、私は国民皆保険・皆年金というわが国のセーフティネットの根幹の仕組みに関わる問題という認識を持っています。この際、いろいろな働き方の実態を調べて、ことによれば大変革になるかもしれませんが、実態に合わせた保障を用意する必要があります。

また、住まいと生活支援をセットにした支援スキームをつくるべきです。そのための財源が要るのであれば要するというを、国民の皆さんと共有していく必要があります。

さらに、現場では生活困窮と生活保護が水と油のように仕切られている感じがまだあります。そういう危惧のもと、制度開始時に生活保護と生活困窮の予算を体系的に一体化しましたが、その後進んでいません。今回のことを材料にして、自治体でさらに一体的に運用が進む仕組みにするよう、厚生労働省は考

えてほしいと思います。

最後に、貸付と相談支援が一緒に取り組まれたことはよかった。今後は、「お金を返せる・返せない」に終始するのではなく、前向きに処理できるようなスキームを考えるべきです。

駒村 次に、コロナを受けて10年単位で見たときに対応しなければいけない問題は何なのか、別の部署も経験されている熊木さんにお話しいただきたいと思います。

省庁を超えた議論を

熊木 コロナによって収入が減少した人たちの生活を、住居確保給付金や貸し付けによってかなり守ることができたことは間違いありません。その際、要件緩和などの柔軟な対応をしたことで、現場の支援員の皆さんにはご苦労があったと思います。相談対応等の人員体制を強化した自治体もあります。新しい相談者像がいることを踏まえたアウトリーチや連携体制の構築などの入り口の拡充とともに、原点に戻って地域づくりへのギアチェンジを考えていかなければなりません。

先ほど求職者支援制度、住宅手当の問題、生活保護の問題という個別論がありましたが、その土台となる包摂的な社会づくりの核として、この制度が役割を果たすことができると思います。

駒村 この制度について最初に議論したときに私が驚いたのは、厚労省に加えて、メンバーに金融庁、国交省、文科省、内閣府なども呼ばれていたことです。

山崎 強調しておきたいのは、人が人を支援すると、支援する人間も救われ変わっていきます。この取り組みは、単なる法制度ではなく、社会運動だと今でも思っています。この取り組みに参加する人間が広がることによって、社会全体が変わっていきます。

福祉の人間だけではなくて、いろいろな人

間を巻き込むことが大事です。彼ら自身がこれに参加すれば、理解し合え、いろいろな動きができます。どんどん社会全体に広がっていくことが、この取り組みのもう一つのおもしろみです。

駒村 自助・共助・公助という議論においては、自立が一番大事なんだという価値観が社会を縛ってきたという反省があります。迷惑をかけない、人に頼りたくない、強い自分でありたい、困っていると思われたくないという気持ちが強く出ると、かえって社会を弱めてしまいます。「受援力」を発揮することが社会を変えていくのではないかと。その運動の一つが、この制度です。これからの社会保障について、田嶋さんから順にお話をいただきます。

社会を変える運動に

田嶋 生活困窮者自立支援は制度ではなく社会運動と言われた山崎さんのお話はまさにそのとおりで、コロナの中でインフォーマルな支え合いの取り組みが社会の前面に出てきて、次の地域共生社会というステージに向けて、市民が連帯性を発揮する下地がつくられてきたと感じます。生活困窮と生活保護の連携もですが、地域共生社会において専門的機関および市民社会における社会的な運動の連帯と



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
理事
田嶋 康利
(日本労働者協同組合連合会 専務理事)

いうテーマも考えていくべきだと思います。

ワーカーズコープでは、ともに働く就労の創出に取り組み、社会福祉推進事業で生活保護受給者と生活困窮者自立支援制度の就労準備支援の一体的・連携的な事業の調査を実施しています。制度的には縦割りなので支援す

る側も違いますが、運用的に一緒に取り組めるならば、制度のバージョンアップには、制度の縦割りを超えて障害や高齢者、女性、若者などの働く就労支援の制度パッケージが必要ではないかと強く実感しています。

鈴木 個人的持論ですが、生活保護と生活困窮については原点に戻ることが大事です。生活保護が年金や医療などの基本的な保障制度のひとつであるのに対して、生活困窮者自立支援はさまざまな保障制度などを全部活用し得る包括的な仕組みとして創設されたはずで、現場で連続性のある取り組みができるような理念の設定と制度的なシステムの設定を法制度としてどうつくるか、厚労省だけで解決する問題ではなく、国全体でこの問題に取り組んでいくべきです。

熊木 生活困窮者自立支援法ができたとき、本当は生活保護受給者も就労準備支援事業で対応しようと思っていました。しかし政府部内の調整の中で指摘を受け、急遽生活保護法に「被保護者就労準備支援事業」を書き、別の事業体系になってしまい大変申し訳なかったと思います。

その後、鈴木局長の下で一体的な運営を目指し、予算的に融通が利くように運用をしているところです。制度は分立していますが、田嶋さんがおっしゃったように運用で対応できる場所もあります。事実、一体的に運用している自治体が多くなり、さらに重層的な支援体制整備事業でいろいろなオプションの可能性があるので、制度以上に重要なのは、やはり考え方、理念なのだと思います。基本的な理念が共有されて運用されていくことが重要です。



生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
顧問

鈴木 俊彦

(東京大学公共政策
大学院 客員教授)

バブル時代は、右肩上がりの中で「頑張ろう」の一点だったかもしれませんが、だんだんとお金だけでなく価値観ができ、幸せの形が多様化してきました。この制度が給付中心ではなくて人の支援を中心に行っているのは、歴史的な必然の流れです。生活保護制度を含めて社会のあり方として「助けて」と言える社会、「頼っていいんだ」と言える社会にしていくことが必要だと思います。

山崎 私はこの生活困窮者支援は、当初から、生活保護対象者とそれ以外を区別するような考え方はおかしいと考えていました。内閣法制局の指摘については、私が異動したあとでしたが、生活困窮者を制度が分断するような考え方でまったく納得ができませんでした。生活支援は普遍的な取り組みであるべきです。生活保護対象者も含めてです。社会全体で生活支援をする人材や組織がどんどん増えて、日本社会全体を覆ってほしい。そろそろこのような議論をしてほしい、現場の皆さんから発信してほしいと思います。

駒村 厚労省内では生活困窮者自立支援制度の検討会が開かれ、次の見直しの議論も進んでいます。最後にメッセージをいただければと思います。

田嶋 東京大学先端科学技術研究センター准教授の熊谷晋一郎さんは、「自立とは依存先を増やすことである。希望とは絶望を分かち合うことである」と言います。たこ八郎さんのように「迷惑かけてありがとう」という世界をどうつくるのか、そういう感覚を私たちが持つことが大事だと思います。

熊木 繰り返しになりますが、この制度は草の根で奔走されてきた実践者の皆さんから生まれた制度であり、共に成長してきました。それぞれの立場で支援の輪を広げて、また来年の大会でお会いできたらと思います。

鈴木 皆さんの取り組みが実を結んでいくためにも、すべての関係者が初心を忘れるべから

ず、これを胸に進んでいくことが大切です。現場で支援が的確に届かないと、制度は何も機能しません。現場の皆さんを心から応援しています。

山崎 こういう議論をすること自体が大事ですね。そして、支援者の方々も一人で悩まずに、全国ネットワークに積極的に参加して、皆で支え合ってほしいと思います。

駒村 本日はありがとうございました。



第8回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

パンデミック下の狭間・孤立・困窮問題と制度(支援)が向き合う課題

全体会 1 2021年11月13日【土】10:00-12:10 オンライン開催 大会ニュース1号

発行2021年11月19日

【午前の部】開会

「議論し仲間と絆を深めよう」

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 岡崎 誠也 (高知市長)



高知市で生活困窮者自立支援に取り組むなかで生まれた「相談を断らない・あきらめない・投げださない」という考え方が、全国に広がっていることをうれしく思う。コロナ禍の中で、生活困窮者への貸付金は相当な額に積み上がっているが、償還でさらに生活がひびくることがないよう、現場の声を厚生労働者に伝えていく。全国各地から多くのご参加をいただいたこの大会で議論し、仲間との絆を深めて、「寄り添う」支援に取り組んでまいりましょう。

「制度の真価が試される」

厚生労働大臣 古賀 篤



生活困窮者自立支援制度は施行から7年目を迎え、皆様のご尽力により、相談件数の増加や各事業の実施率の向上などの成果が現れている。感染拡大により支援ニーズが多様化し、その真価が試されるなか、先月から制度の見直しに向けた検討を始めた。生活困窮者支援分野から生まれた「断らない相談」や「伴走型支援」は、課題を抱える方への支援の礎となり、地域共生社会の実現につながる。大会の学びをぜひ実践につなげていただきたい。

前半シンポジウム

「コロナ禍が照らしだした日本の困窮と制度課題」

登壇者

認定NPO法人しんてんまがさざんざーらら 理事長 赤石 千衣子
 認定NPO法人カタバ ディレクター 加賀 大貴
 明治学院大学社会学部 准教授 仲 修平
 横浜市港北区福祉保健センター生活支援課 課長 大川 昭博
 兵庫県社会福祉協議会福祉支援部 部長 萩田 藍子
 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 村木 厚子

司会進行

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 宮本 太郎



コロナ禍で生活困窮者自立支援制度の重要性が際立つと同時に、現実と制度のギャップも浮き上がってきた。一つは、従来の「困窮者像」とはやや異なる、自営業・フリーランスの人たちや女性、子ども、外国人などが新しい生活困難層を形成したこと。もう一つは、制度が求める中長期的な寄り添い支援と、緊急の困難対応へのニーズとのズレが生じたこと。さらに、生活保護と困窮者支援の「自立」観を巡る、支援者と当事者の食い違いも目立つようになった。新しい生活困難層がアクセスしやすい相談窓口の充実が求められるだけでなく、平時から孤立しない・きせないコミュニティづくりが必要。コロナ禍は元々社会が内包する問題を顕在化させたとも言える。緊急時には現金給付や貸付付けも欠かせないが、平時から相談につながりやすい居場所づくりをするといったことが、緊急時の備えになる。誰もが自分らしく生きるための「自立」の意味を、改めて皆で確認するプロセスもあればいい。

大会のようすを収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局 (厚生労働省委託事業)

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

パンデミック下の狭間・孤立・困窮問題と制度（支援）が向き合う課題

全体会 1 2021年11月13日 [土] 13:10-15:30

オンライン開催

大会ニュース2号

発行2021年11月15日

【午後の部】開会

開催地あいさつ
「幅広い意見・情報交換を」
東海市長 花田 勝重



生活困窮者が抱える状況が多様化、複雑化するなか、一人ひとりに寄り添い、相談・参加支援・地域助け合いへの一体的取り組みが求められる。本大会で幅広い意見・情報を交換し、生活困窮者の自立と尊厳確保に一層のご協力をお願いしたい。

国会議員からのエール
「コロナ前よりいい社会を」
公明党 参議院議員 山本 香苗さん



コロナ禍で、住宅セーフティネットをはじめ生活支援資金の貸付と給付のバランス、孤立対策などさまざまな課題が浮き上がった。議論を重ね、皆さんの声に耳を傾けながら、コロナ前よりいい社会をつくるために全力で取り組んでいく。

「新たな課題に新たな改善を」
自由民主党 衆議院議員 鬼木 誠さん



コロナの時代となり、さまざまな、新たな課題が出てきている。「孤独」「困窮」の質が変わりつつある。本大会は、そうした新たな課題に対して、新たな改善を求めていく、そうした新たな時代の研究・交流大会となることを願っている。

「ポストコロナの時代を見据えて」
立憲民主党 参議院議員 石橋 通宏さん



全国の皆さんが、困窮や孤立に苦しむ方に寄り添い、支援の手を差し伸べていることに感謝と敬意を申し上げます。皆さんの経験や問題意識を共有いただき、ポストコロナの時代を見据えて、制度的な改善・改革を、皆さんと一緒に取り組んでいきたい。

後半シンポジウム

「パンデミックを超えて誰もが包摂される社会へ」

司会者
中核地域生活支援センターがじまる センター長 朝比奈 ミカ
豊中市社会福祉部くらし支援課 課長 濱政 宏司
一般社団法人社会的包摂サポートセンター 事務局長 遠藤 智子
一般社団法人反貧困ネットワーク 事務局長 瀬戸 大作
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志（NPO法人代表理事）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 藤本 啓介



司会進行
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 宮本 太郎（中央大学法学部教授）

前半シンポジウムの議論も踏まえ、コロナ禍であぶりだされた居住政策の重要性や多様な就労支援、相談支援のあり方について議論を深めた。

コロナで顕在化した生活困窮者に対して、制々の価値観や望みを把握したうえで自立支援を行う必要がある。支援者側には、役割分担を超えて重なり合いをつくる仕組みと、広域での縦横のつながりが求められる。SNS・ICTの活用やアウトリーチによる相談支援の拡充、就労の有無に線を引きない寄り添い支援、就労支援が中長期にわたる場合の所得補償や協同労働の可能性、就労の条件整備ではない居住支援体制の確立も検討課題。

「関係性の貧困」を生まないコミュニティづくりが不可欠であり、生活困窮者自立支援制度の見直しにあたっては制度の原点である「人が人を支える支援」に立ち返り、関係機関との連携に努め、人と人とのつながりを育む地域づくりを目指すことを確認した。

大会の様子を収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。 文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局（厚生労働省委託事業）

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

パンデミック下の狭間・孤立・困窮問題と制度（支援）が向き合う課題

分科会 2021年11月14日 [日] 10:00-16:00

オンライン開催

大会ニュース3号

発行2021年11月20日

分科会1 伴走型支援 10:00-12:00

伴走型支援の視点を考える—愛知の実践を通じて—

生活困窮者支援で注目を集める伴走型支援について、さまざまな支援現場の「実践知」を4人のパネラーが報告。

パネラー

一般社団法人草の根さくらいプロジェクト 代表理事 渡辺 希りか
生きづらさの背景に同様の困窮がある。日常をともにする同様の構図が必要。一般市民約200人が中核者として「友だち以上家族未満」になる。地域の力を信託。

NPO法人くらしの応援ネットワーク事務局長 部長 吉田 全良
更生緊急保護で当法人が運営する自立準備ホームに入居した高齢男性。「最期までホームに」の意志を尊重し、看取りを行った。葬儀、高も手配。支援は一生の付き合い。

NPO法人多地域成年後見センター 理事長 今井 友乃
センターの非常勤スタッフには主婦など普通の住民も多い。後見は生活者の視点で考えることが重要。管理・指導ではなく、被後見人が地域で自分らしく暮らすのを応援。

社会福祉法人平田社会福祉協議会 事務局長 駒山 憲一
福祉事業所と中学校区との多機関連携会議を設置。協力事業所に窓口を開設。相談をCSWが受け止め、専門機関につなぐ。子どもの場合は学校と連携。身近な地域で受け止める。

コーディネーター

認定NPO法人知徳 理事長 奥田 知志
問題の本質はつながりの喪失。それは人生の「物語」を失うこと。伴走型支援とは物語を失った人に寄り添い、つながり続けることだ。つながりの回復が新たな物語を生み、生きる力となる。

コーディネーター

日本福祉大学社会福祉学部 教授 原田 正樹
伴走型支援は、支援のなかで生まれた実践知。課題解決の支援を越え、日常を作り出すという伴走であり、ナラティブを大切に。関わりを通してどんな社会を創っていくかの哲学かもしれない。

分科会2 子ども若者支援 14:00-16:00

子ども・若者支援は「孤独・孤立」にどう向き合うのか？

～第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が示す「現在」と「未来」～

子ども・若者が抱える課題と背景を、調査と現場実践から紐解き、求められる支援について議論した。

パネラー

中央大学文学部 教授 古賀 正義
子供・若者育成支援推進大綱は、方向性を示すものではあるが、動き出したばかり。デジタルネイティブ世代のコミュニケーションの変化や、ナイーブな感覚に対応する支援が求められる。

公益財団法人あすのば 代表理事 小川 光治
コロナ禍で独自に緊急支援給付会に取り組み、物心両面で家族を丸ごと支えてきた。すべての子育て世代への普遍的施策の拡充と、困難を抱える世代へのより手厚い支援が必要だ。

公益財団法人とびろ青少年女性活動協会 子ども若者支援推進部長 札幌市若者支援センター 部長 松田 考
若者支援は就労がゴールではなく、家族機能の社会化がテーマ。ネットワークの活用が若者にダメージを与えている。2つの法定協議会の期間にある社会課題を見逃してはいけない。

Aフック創造館（大塚地域職業訓練センター） 副院長・就労支援部長 西岡 正次
働く貧困層が、働きながらキャリアを構築・形成できる仕組みが求められる。雇用対策ではなく、就労支援としての職業相談に自治体を取り組むべき。

コーディネーター

認定NPO法人ステューデントサポートフェイス 代表理事 谷口 仁史
支援を受けることに抵抗感のある世代は多く、誰かが受けるのが当たり前という文化の醸成が求められる。現場が子供・若者育成支援推進大綱の内容と実態に寄り添うことが重要。

大会の様子を収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。 文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局（厚生労働省委託事業）

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

パンデミック下の扶困・孤立・困窮問題と制度（支援）が向き合う課題

分科会 2021年11月20日【土】10:00-16:00 **オンライン開催** 大会ニユース4号

発行2021年11月25日

分科会3 地域づくり 10:00-12:00

生活困窮者支援と参加支援・地域づくり
生活困窮者支援を通じた地域づくりについて、相談支援にとどまらない多様な実践事例から議論を深めた。

<p>パネラー</p> <p>国庫市社会福祉協議会 事務局長 諸保 健一 地域支援ワーカーとCSW・生活困窮者支援等の生活支援ワーカーを重層配置し、エリアで連携。会議体ではなく、地域生活の場をつなぐ。</p> <p>東北市社会福祉協議会 在宅福祉課 課長 眞弓 洋一 外国籍住民の抱える生活・相談支援を通じて、一網打尽としての限界を認識。本来すべきことのために、真ん中に住民をおいて多様な団体と話し合う。</p> <p>コーディネーター</p> <p>東京独立大学 准教授 室田 信一 地域は「安全」と「自由」の二面性が揺れ動く。地域や顔見知りの関係があってこそ、政策による地域づくりが推進できる。地域で促進の役割を分岐。</p>	<p>国庫市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 丹生谷 行朗 地域づくりには社内外の連携が必須。小規模多機能拠点「あったかふれあいセンター」を活用し、顔の見える関係を継続して一緒に働く。</p> <p>公益財団法人東北三万よし基金 常務理事兼事務局長 山口 美知子 体験拠点を活用した助成事業に取り組み、外国にルーツをもつ人等を支える公益活動を支援。まちなかで分野を超えてつながる取り組みを。</p> <p>コーディネーター</p> <p>日本社会事業大学専門職大学院 専任教授 渋谷 美男 生活困窮者支援に関わる人たちが、意識的に促進役を担うことが求められる。個別支援と地域支援の両輪で地域づくりを。</p>
---	---

分科会4 一時生活支援 14:00-16:00

包括的居住支援における一時生活支援事業等の可能性について考える
居住支援の必要性について、コロナ禍での現状と課題、事業推進に必要な視点について共有した。

<p>パネラー</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 藤本 啓介 コロナで相談者像が変化し、居住に関するニーズが顕在化。ご意見をもとに、生活困窮者自立支援のあり方について、居住支援を含めて論点整理をしていく。</p> <p>高齢者保健推進センター 地域連携・社会復帰支援室 室長 西村 朋子 障害者等々の社会復帰には、協力体制が必要。関係者庁と連携強化し、居住支援協議会への参加や、居住支援法人と連携した居場所（定住先）の確保へ。</p> <p>高松市福祉部生活福祉課 課長 林 屋一 暮らしと住まいの観点から支援を考え、ホームレス支援にとどまらない、包括的な支援体制を目指す。相互の共通理解を育む居住支援協議会に。</p> <p>コーディネーター</p> <p>NPO法人とかりサポート推進室 理事長 芝田 洋 一時生活支援事業の必要性と、日常生活自立支援居施設について知り、地域で横断的かつ包括的な居住支援を充実させるためのネットワーク構築を。</p>	<p>国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 山口 秀太 地方自治体が設置する居住支援協議会の役割が大きい。福祉分野と住宅分野が相互理解するために、自治体がかき分けと気づきの場の提供を。</p> <p>NPO法人ファミリー協会 理事長 立岡 学 包括的居住支援の促進には、何かあったときに駆けつける、または気軽に相談できサポートが必要。一時生活支援事業を必須化し、従事者研修の実施を。</p> <p>株式会社あんこ 代表取締役 西澤 希和子 一時生活支援事業所が少なく、民間業者としてアパートを用意して対応。一時生活支援事業を利用すれば、不動産会社と相談者双方に準備時間ができる。</p>
---	---

大会のようすを収録した大会報告書は、完成した際に参加いただいた皆さまに送付いたします。 文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局（厚生労働省委託事業）

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

パンデミック下の扶困・孤立・困窮問題と制度（支援）が向き合う課題

分科会 2021年11月21日【日】10:00-16:00 **オンライン開催** 大会ニユース5号

発行2021年11月26日

分科会5 子どもの貧困 10:00-12:00

子どもを支える地域づくりとアウトリーチ～生活困窮者自立支援制度と地域は何ができるのか
支援者は、アウトリーチをつうじてたくさんの親、子どもと出会う。つながりを広げ、ともに暮らせる地域づくりに向けてどのようなことができるのかを議論した。

<p>パネラー</p> <p>NPO法人子育てネットワーカー 代表理事 有澤 陽子 子育てひろばから、食料などの配布だけでは解決できない、「金銭、情報、体験・経験、つながり不足」という課題を解決するための社会参加の場づくりが、楽しみながらつながり、安心を生み出す。</p> <p>NPO法人パノラマ 代表理事 石井 正史 週1回、高校の図書館で校内居場所カフェを実施。300人の地域ボランティアが交代でカフェの運営をする。体験・経験の不足が将来の社会関係資本、経済資本に関係する。カフェから、地域へとつながっていく。</p> <p>コーディネーター</p> <p>日本福祉大学 社会学部 教授 原田 正樹 アウトリーチの工夫から次のステップにつなげ、「仕組み」をキーワードに、人、制度、地域とつなぐコーディネートの役割を果たされている。支援される人にも役割をつくり、つながりを続けている。</p>	<p>新潟県パノラマ・サポート・センター 福祉支援員 小田 恵 自立相談支援事業として、新潟県ナラスと連携し、県庁内で働く女性の無料相談を待機部隊に依頼して実施している。今後はセカンドキャリアのための支援も連携して実施していきたい。</p> <p>豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 藤部 麗子 学校と連携し、学校で解決できない課題を、子ども宅食、エンゼルヘルパーなど新たな支援を作りながら、寄付や地域のボランティアの力で解決している。困っている人への寄り添い支援だけでなく、それ以外の人の予防支援、見守りも必要。</p> <p>コーディネーター</p> <p>生活困窮者自立支援全国ネットワーク 研修委員 鈴木 晶子 なくてはならない「食」と不要不急だからあともまわしにされがちな「体験・文化」。それぞれの役割をとらえて地域とつながっていくことが大切だ。</p>
--	---

分科会6 就労支援 14:00-16:00

態様が異なる働きづらさの実態を知り、対応策を考える
態様が異なっても、すべての人に働きやすい環境を考え、就労支援に役立てていく議論が広げられた。

<p>パネラー</p> <p>NPO法人KOH全国の子こもり実行委員会 理事長 伊藤 正徳 安心してひきこもれる環境があることが就労にもつながっていく。すべての人が幸せを感じられるような仕組みを考え、みんなが幸せになるような社会になってほしい。</p> <p>株式会社ヒューマン・コメディ 代表 三宅 晶子 受刑者等求職者情報誌「Chance!」を発行。出所者の声を反映した情報誌と、企業の声も反映した専用履歴書で定着率の実績を上げている。</p> <p>公益財団法人日本財団公益事業部 シニアオフィサー 竹村 利通 働くことはケアでありケアである。哀れを生まずに価値を生む。社会で認められる仕事をつかっていきたい。一人の人間としての困難に活用できるサービスを考えたいことが重要だと考える。</p> <p>コーディネーター</p> <p>財団法人NPO法人ステーション・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史 複合的マイノリティ、アクセシビリティの課題もあり、つながることをあきらめる当事者が少なくない。必要な支援にアクセスできずに孤立の状態に追い込まれている当事者がいることを支援者は常に意識しなければならぬ。</p>	<p>一般社団法人日本精神科・神経内科協議会 常務理事 辻 邦夫 難病患者の8割は障害者手帳を取得できないため、活用できる施策は少ない。就労や就業継続の場面では理解が深まらないために継続や正規雇用の道が開ざれている。</p> <p>認定NPO法人RohdI サービス管理責任者 石倉 摩巳 LGBTを含めたすべての子どもがおりるままに大人になれる社会の創出を目指す。相談窓口でセクシュアルな相談をしていいのかわからず、相談やサービス利用につながりづらい現実がある。</p> <p>コーディネーター</p> <p>社会福祉法人生活クラブ美の村 理事長 池田 徹 現在の医療モデルからどういった社会的困難があるかという社会モデルを障害者の認定基準とするのが究極の目標。東洋的支援体制整備事業では縦割りを排して予算設定ができるようになった。制度の隙間をできるだけ小さくするように取り組んでいきたい。</p>
---	---

大会のようすを収録した大会報告書は、完成した際に参加いただいた皆さまに送付いたします。 文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局（厚生労働省委託事業）



生活困窮者自立支援全国ネットワークでは、随時、会員を募集しています。私たちと一緒に誰もが暮らしやすい社会づくりをしていきませんか？詳しくはホームページ（https://www.life-poor-support-japan.net/）をご覧ください。

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

パンデミック下の狭間・孤立・困窮問題と制度（支援）が向き合う課題

分科会 2021年11月23日【祝】10:00~16:00

オンライン開催

大会ニュース6号

発行:2021年11月29日

分科会7 活動支援 10:00~12:00

地域を元気にする「活躍支援」の地域・場づくり

「活躍支援」は制度上の言葉ではないが、地域・場づくりにおいてどう理解し、考えていくべきかを議論した。

パネラー

藤里町社会福祉協議会 会長 菊池 まゆみ

若者支援をつうじて、生活の保障よりも人並みの暮らしをしたという願いに気づかされた。可能性を提示して、活躍したい人すべてに門戸をあける仕組みを生み出している。

一般社団法人創路社会的企業創造協議会 代表理事（音別ふき森団長） 榎部 武俊

生活保護受給者が漁業の整網で地場産を支えたり、特産のフキを活かして地域を活性化している。地域に必要な取り組みで、社会政策として見直す必要がある。

コーディネーター

東北福祉大学総合マネジメント学部 教授 高橋 誠一

地域が元気になると個人が元気になるという相互作用がある。人が持つ力を信じて見出すお手伝いをすることが支援の本質。活躍支援は、地域が一緒になって人々が人々への支援を考えるということではないか。

NPO法人ハートinハート なんぐん市場 理事

財団法人正光会 御荘診療所 医師・所長 長野 敏宏

将来への危機意識から、当事者として、誰もが地域の役に立てる地域産業を興してきた。すべての人が誇りを失わずに生涯をまっとうすることを目指している。

NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘

地域の持つ力、文化、技術、産業を継承し、築いていくなかで誇りを持って生き、人生を閉じていく。こうした取り組みを各地で考え、地域の元気を取り戻していくことが重要。

分科会8 家計改善支援 14:00~16:00

アフターコロナの家計改善支援のあり方～家計改善支援で何ができるのか。家計改善支援の本質的な役割を問う～

コロナ下でますます必要性が高まった家計改善を、実践から学ぶとともに参加者からの質疑応答に応え、明日からの勇気と元気につなげる議論が繰り広げられた。

登壇者

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 唐木 啓介
家計改善支援の重要性が高まっている。支援効果として、債務滞納の解消や世帯への包括的支援へのつながりだけでなく、自立欲や自己肯定感の高まりにつながっている。

日本司法支援センター（法テラス）本部 常勤弁護士 鍋木 信行
司法も福祉の一部。早期に連携することで課題が客観的にわかり、役割分担しながら解決をはかることができる。司法と福祉の連携の重要性を福祉の現場からも声をあげてほしい。

明治学院大学社会学部 教授 新保 美香

コロナ下で貸付や給付金が生活と命を支えてきたが、この先を考える段階にきた。家計改善事業が担う役割は大きい。つながりながら目の前の一人の人を大切にしてほしい。

野州市市民部 次長 生水 裕美

緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付の償還免除要件となる住民税非課税について説明。また、庁内連携の必要性から市役所各課や地域の多機関を含めた研修の必要性も訴えた。

グリーンコープ連合・共同体 常務理事 生活再生事業推進室 室長 行岡 みち子
家計改善支援の原点は傷ついた人の心に寄り添い、支援すること。背景を分析し、本人が課題に気づくことができれば目標が見えてくる。たいへんな時期だからこそ家計改善のあり方を考えていきたい。

上智大学総合人間科学部社会学部 准教授 鍋木 奈津子

家計改善による支援の強みが、これからますます着目されるようになる。支援者はさまざまなジレンマを抱えることもあるだろうが、いい支援をする自分自身を大切にしてほしい。

大会のもようを収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局
〈厚生労働省委託事業〉



生活困窮者自立支援全国ネットワークでは、随時、会員を募集しています。私たちと一緒に誰もが暮らしやすい社会づくりをしていきませんか？詳しくはホームページ（https://www.life-poor-support-japan.net/）をご覧ください。

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

パンデミック下の狭間・孤立・困窮問題と制度（支援）が向き合う課題

分科会 2021年11月27日【土】10:00~12:00

オンライン開催

大会ニュース7号

発行:2021年12月3日

分科会9 災害ケースマネジメント 10:00~12:00

緊急時の災害を平時の支援でカバーする災害ケースマネジメント分科会

全国各地で災害が発生する中、困窮した被災者を支えるための現状の課題を共有し、平時の生活困窮者支援に対して今後求められる変化について討議した。

パネラー

NPO法人YNF 代表理事 江崎 太郎

宇都・山田法律事務所 弁護士
宮城県災害復興支援士業連絡会 副会長
一般社団法人パーソナルサポートセンター 理事 宇都 彰浩

一般社団法人さいわい 代表理事
徳島大学 人と地域共創センター
学術研究員 井若 和久

コーディネーター

大阪市立大学大学院 文学研究科
准教授 菅野 拓

防災直後は全被災者をアウトリーチし、抱える課題が長期化しそうかを見極めるべき。担い手が不明瞭で、生活保護と災害時の公的支援制度の相性もよくない。ノウハウのある民間団体が、コロナ禍でも越境して応援しやすい仕組みを。

東日本大震災から10年後の今も、被災損壊したままの自宅で暮らす在宅被災者が多数。公的支援の申請主義の弊害が。自治体、多様な専門家、NPO等が連携して支援にあたる仕組みと調整が必要。

南海トラフ巨大地震を想定し、徳島県は復興指針で災害ケースマネジメントを明記。徳島大学・県・県社協・士業等が啓発や研究に取り組み、中間支援組織「さいわい」を昨年設立。被災者支援のノウハウを学び、担い手を広げていく。

被災者の実態は、生活困窮者支援の対象者に類似。被災者支援は、全体像を把握するプロが不足。ある地域にたまにしかおきない災害の被災者に対応するノウハウの蓄積は、自治体だけでは難しい。困窮者を支えるプロは生活困窮者自立支援に関わる人達。平時のプロが被災者を支えることができるための法改正や研修の仕組みが必要。

全体会2 2021年11月27日【土】14:00~16:00

「ポスト・コロナ社会における生活困窮者自立支援制度—生活困窮者自立支援制度バージョンアップ（2.0）を考える」

コロナ禍で生活困窮や連鎖のリスクが拡大する中、生活困窮者自立支援制度の原点を振り返り、次のステップに向けて討議した。

登壇者

前在リトアニア特命全権大使 山崎 史郎
厚生労働省医政局総務課 課長 熊木 正人
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 鈴木 俊彦
（東京大学公共政策大学院 客員教授）
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 田嶋 康利
（日本労働者協同組合連合会 専務理事）
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 監事 駒村 康平
（慶応義塾大学経済学部 教授）



リーマンショックを機に生まれた生活困窮者自立支援制度は、柔構造で常に進歩を続ける仕組みであるべき。給付ではなく人が人を支える制度ゆえに、一緒に歩んで制度をリードしてきたこの大会の位置づけは重要。制度を運用することが目的とならないように、プレーヤーが原点を胸に、研修や語り合いを継続していく必要がある。

そもそも生活困窮者自立支援は、社会運動である。生活困窮に陥るのは自己責任という風潮を変え、専門機関等がつながり、地域共生社会に向けて現場をリードしていく。「人に迷惑をかけない」社会から、人を頼る「受援力」が孤立社会を克服する。

コロナ禍で表面化した課題を、対処療法でなく、プラットフォームのなかで対応する仕組みに。貸付もお金を返す返さない議論に留まらず、前向きに対応するスキーム構築へ。生活保護と生活困窮者自立支援制度を、自治体で一体的に運用すべく、省庁を超えて社会全体で包摂し、誰もとりこぼさない社会づくりを目指す。

大会のもようを収録した大会報告書は、完成しだいご参加いただいた皆さまに送付いたします。

文責 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局
〈厚生労働省委託事業〉

第8回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

パンデミック下の狭間・孤立・困窮問題と
制度(支援)が向き合う課題

オンライン開催

開催日

全体会1 2021年11月13日(土)

分科会 2021年11月14日-27日

全体会2 2021年11月27日(土)

主催

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

開催趣旨

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

コロナ禍が長期化するなか、困難な状況にある人々への支援も打開に向けた見通しを得ることができずにいます。生活困窮者自立支援制度や住居確保給付金などの重要性が広く認識された反面、給付に伴う事務的業務に現場が忙殺され、本来の伴走型の支援ができなくなってしまうという事態も解消されていません。こうした矛盾に耐えて奮闘してきた支援の現場の疲労感も増えています。また支援現場には、たとえば自営業者の方など、生活困窮者自立支援制度がこれまで主な対象と考えていなかった多様な人々が現れており、こうした人々の多様な事情に応じた、新たな支援のツールが求められています。

ただしこれらのことは、コロナ禍という非常時のみに起因する問題というよりは、生活困窮者自立支援制度が、これからの時代に力を発

揮していくために超えていくべき課題が、改めて浮き彫りになったとみるべきです。今年の研究交流大会においては、多様な生活困窮者の像を相互の関係を含めてもう一度受けとめ直し、コロナ禍が改めて照らし出した課題とコロナ禍のなかで見えてきた支援の新たなかたちを整理し直すことを目指します。

全体会のとくに第一部は、自営業者、女性、外国人を含めて、コロナ禍のなかの生活困窮者のリアルな像をとらえ、全体会の第二部では、就労支援、オンラインツールの活用、居住支援との新たな連携など、コロナ禍のなかで切り開かれた生活困窮者支援の新たな展望を示し、併せて地域共生社会のビジョンや重層的支援体制整備事業との接点も探ります。

開催日

■全体会1

2021年11月13日(土)

■分科会

2021年11月14日-27日

■全体会2

2021年11月27日(土)

ZOOMを使ったオンライン開催

■参加費

参加費:3,000円

※参加費は全額年会費に振替えます。第8回全国研究交流大会の報告書や会報を郵送します。

※全体会や分科会終了後には専用サイトからアーカイブ映像の視聴が可能です。※視聴デバイス=PCやスマートフォン、タブレット等のオンライン端末になります。

■参加定員

全体会:1,000人 各分科会:1,000人

全体会と各分科会はすべてZOOMウェビナー方式となります。

※参加者のみなさまは全分科会に参加およびアーカイブ視聴可能です。

※ZOOMのオンライン入室方法や使い方については、別途専用ページと配信メールにてご案内します。

■申込締切

2021年11月5日(金)

全体会1 11/13(土)

10:00~10:10

【午前の部】開会

- 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- 厚生労働省

代表理事(高知市長) 岡崎 誠也

10:10~12:10

前半シンポジウム 「コロナ禍が照らした日本の困窮と制度課題」

パンデミックによる生活危機が、これまで先送りされてきた制度課題を一刻の猶予もならないものとしてつきつづけている現実を示し、主体別に課題を提示します。

登壇者

- ①「コロナ禍のもとのひとり親世帯」
認定NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長 赤石千衣子
- ②「子ども若者支援をめぐる」
認定NPO法人カタリバ ディレクター 加賀 大資
- ③「自営業者の実態と生活困窮」
明治学院大学社会学部 准教授 仲 修平
- ④「生活保護はどう機能しているか」
横浜市港北区福祉保健センター 生活支援課 課長 大川 昭博
- ⑤「特例貸付から考える」
兵庫県社会福祉協議会 福祉支援部 部長 荻田 藍子
(関西社協コミュニティワーカー協会・社協現場の声をつむぐ1000人プロジェクト)
- ⑥「コロナ禍が浮き彫りにした課題」
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 村木 厚子

司会進行

- ⑦生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 宮本 太郎

12:10~13:10 休憩

13:10~13:30 【午後の部】開会
○開催地挨拶 東海市長 花田 勝重
○国会議員からのエール

13:30~15:30 後半シンポジウム 「パンデミックを超えて誰もが包摂される社会へ」
コロナ禍から引き出せる教訓はなにか これからの制度に活かしていくため必要な視点を討議します。

- | | |
|------|--|
| 登壇者 | ①「相談支援のこれから」
中核地域生活支援センター がじゅまる センター長 朝比奈ミカ |
| | ②「就労支援のこれから」
豊中市市民協働部くらし支援課 課長 濱政 宏司 |
| | ③「オンライン支援のこれから」よりそいホットライン
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター 事務局長 遠藤 智子 |
| | ④「駆けつけ支援の現場から」
反貧困ネットワーク 事務局長 瀬戸 大作 |
| | ⑤「住宅支援のこれから」
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志 |
| | ⑥「厚労行政の視点から」厚生労働省
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長 唐木 啓介 |
| 司会進行 | ⑦生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 宮本 太郎 |

15:30 閉会



全体会2 11/27(土)

14:00~16:00 「ポスト・コロナ社会における生活困窮者自立支援制度
ー生活困窮者自立支援制度バージョンアップ(2.0)を考える」

新型コロナにより貧困・格差の拡大・連鎖のリスクは拡大しています。直接的にはリーマンショックの困窮の拡大への対応から生まれた生活困窮者自立支援制度ですが、新型コロナのなかで新たな機能アップの必要が認識されつつあります。新型コロナが困窮者をさらに追いつめており、収束したとしても、新型コロナが引き起こした後遺症が社会に残る危険性があります。生活困窮者自立支援制度は、柔構造で常に進歩を続ける仕組みです。新しい担い手、ツールの可能性も生まれており、生活困窮者自立支援制度2.0を議論します。

- | | |
|------|--|
| 登壇者 | ①在リトアニア日本国大使館 特命全権大使 山崎 史郎 |
| | ②厚生労働省 医政局総務課 課長 熊木 正人 |
| | ③生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 鈴木 俊彦
(東京大学公共政策大学院 客員教授) |
| | ④生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 田嶋 康利
(日本労働者協同組合連合会 専務理事) |
| 司会進行 | ⑤生活困窮者自立支援全国ネットワーク 監事 駒村 康平
(慶應義塾大学経済学部 教授) |

分科会1 伴走型支援 日時/11月14日(日) 10:00~12:00
伴走型支援の視点を考えるー愛知の実践を通じてー

生活困窮者支援として伴走型支援が大切であるということは認識されてきました。しかし、伴走型支援とは何かという定義は確立されていません。ただしこの支援論は、制度によってつくられたものでも、海外研究から紹介されたものでもありません。日本の実践の中から生み出されてきた「実践知」です。その意味では、早急に枠組みを固定化するのではなく、それぞれの実践に学びながら、何を大切にするのかという共通認識を出すことが大事な段階です。かつその際に大切なことは、さまざまな生活のしづらさのある人たちの支援のなかで「共有化」していくことです。本分科会は、本大会の開催県である愛知県内の実践者を登壇者として、それぞれの支援を通して「伴走型支援」について考えます。

- | | | |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------|
| パネラー | ①一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事 渡辺 ゆりか | ②半田市社会福祉協議会 事務局長 前山 憲一 |
| | ③NPO法人 くらし応援ネットワーク 居住事業部 部長 吉田 全良 | ④NPO法人 知多地域成年後見センター 理事長 今井 友乃 |
| コメンテーター | ⑤認定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志 | |
| コーディネーター | ⑥日本福祉大学 社会福祉学部 教授 原田 正樹 | |

一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト(愛知県名古屋市)
「誰もがありのまま認められる暮らしの中で、ひとりひとりの小さな一歩を大切にしたい社会」を理念に、人との繋がりを役立ちから遠ざけられ、孤立に苦しむ人に伴走している。物語・弱さ・できることもちより、などのキーワードを大切にしている。

NPO法人くらし応援ネットワーク(愛知県名古屋市)
障害福祉の活動を40年間行う中で「累犯障害者」の問題に出会い、県の地域生活定着支援センターを運営する。最近では、検察庁や市町村と協力して「名古屋市再犯防止推進モデル事業」に取り組んだほか、居住支援法人として、住宅確保の活動に力を入れている。

認定NPO法人抱樸(福岡県北九州市)
北九州市を中心に、下関市、福岡市、中間市において生活困窮者支援活動を行う。行政機関とも連携し、これまで3,500人を超えるホームレスの居宅設置・自立支援を実施。現在は、子ども、障がい者、高齢者、刑余者等の総合支援を展開。

半田市社会福祉協議会(愛知県半田市)
介護サービス事業は一切行わず「分野や制度を問わない総合相談支援」を軸とした事業を展開。多職種多機関連携のしくみづくり、ふくし共育(福祉教育)にも力を入れ、「身近な地域での支えあい」を推進し、地域共生社会の実現を目指している。

NPO法人知多地域成年後見センター(愛知県知多市)
2008年4月から、知多半島5市5町の行政から委託を受け、成年後見に関してのあらゆる相談から、法人後見受任まで行っているNPO法人。財産管理センターの成年後見ではなく、本人がこまれば寄り添い必要なことは何でも行い、地域福祉・権利擁護の視点で活動している。

分科会2 子ども若者支援 日時/11月14日(日) 14:00~16:00
子ども・若者支援は「孤独・孤立」にどう向き合うのか?
~第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が示す「現在」と「未来」~

子ども・若者育成支援推進法に基づき、本年4月に策定された第3次「子供・若者育成支援推進大綱」。「生命・安全の危機」、「孤独・孤立の顕在化」等コロナ禍で深刻化した現状に対する危機認識が示された他、「誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援」とその覚悟と具体的方針が示されています。子ども・若者支援の「現在」と「未来」を踏まえ、我々は今、どのように孤独・孤立と向き合うべきなのか?実践者と共に考えます。

- | | | |
|----------|--|--------------------------------------|
| パネラー | ①中央大学文学部 教授 古賀 正義 | ②公益財団法人あすのば 代表理事 小河 光治 |
| | ③公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 ことども若者支援担当部長 松田 考 | ④A´ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 就労支援室長 西岡 正次 |
| コーディネーター | ⑥認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史 | |

公益財団法人あすのば(東京都港区)
子どもの貧困がなくなる社会をつくるため、①調査研究をし、それに基づいた政策提言・法律改正をすすめる、②子どもを支える組織や人を支え、全国各地で充実した支援体制の確立、③物心両面での子どもたちへの直接支援、の3つの柱の事業を実施している。

A´ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター)(大阪府大阪市)
職業教育訓練と中小企業支援、就労支援の3事業部門をもち、昨年は1973年東京浅草で産声を上げた伝統のエスベランサ靴学院が当館に移転・開校。企業協働型職業訓練や働く場と連携した就労支援プログラムの開発・提供等を推進中。

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会(北海道札幌市)
1980年設立。児童会館や若者支援施設の管理運営を通じて、青少年の健全育成に取り組むほか、地域若者サポートステーションや子ども・若者総合相談センター、札幌市若年女性支援事業など、困難に関わる子ども・若者・女性の援助業務における地域の中核を担う。

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス(佐賀県佐賀市)
「どんな境遇の子どもも見捨てない!」家庭教師方式のアウトリーチを基軸に社会参加・自立に至るまでの総合的な支援事業を展開。「協働型」「創造型」の取組で、年7万9千件超の相談活動を展開しつつ、社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立を目指している。

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

分科会3 地域づくり 日時／11月20日(土) 10:00～12:00 生活困窮者支援と参加支援・地域づくり

制度創設当初から掲げた「生活困窮者支援を通じた地域づくり」は、重層的支援体制整備事業においても、包括的な相談、参加支援、地域づくりの一体的取り組みとして提起されています。一方で、現場からは、地域づくりの難しさや負担の大きさを懸念する声もあります。生活困窮者自立支援事業が相談支援をすすめる中で、自ら、あるいは他と連携して、地域づくりにどのように関わっていくかを考えます。

- パネラー
- ①阪南市社会福祉協議会 事務局次長 **猪俣 健一**
 - ②南国市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 **丹生谷 行朗**
 - ③公益財団法人 東近江三方よし基金 事務局長 **山口 美知子**
 - ④東近江市社会福祉協議会 在宅福祉課 課長 **眞弓 洋一**
- コメンテーター
- ⑤東京都立大学 准教授・地域共生社会推進検討会委員 **室田 信一**
- コーディネーター
- ⑥日本社会福祉事業大学専門職大学院 客員教授 **渋谷 篤男**

阪南市社会福祉協議会(大阪府阪南市) 各校区に福祉委員会が組織されており、居場所づくりや見守り訪問等の地域福祉活動が展開されている。共生の地域づくり推進員を配置し、小中学生や少年院在院生の地域参加、農福連携など、地域づくりを軸にした参加支援を推進。

公益財団法人 東近江三方よし基金(滋賀県東近江市) 東近江三方よし基金では外国にルーツを持つ方などを支える公益活動を支援、東近江市社協では外国にルーツのある方への生活・相談支援を連携しながらすすめてきた。コロナ禍では、さらに他の団体も含めて連携を強め、よりバージョンアップさせるため協働会議を持つこととなった。

分科会4 一時生活支援 日時／11月20日(土) 14:00～16:00 包括的居住支援における一時生活支援事業等の可能性について考える

居住支援の必要性が増していますが、一時生活支援事業の実施率は任意事業の中で最も低い状態です。コロナ禍のもと、様々な事情で同事業を必要とする方々がおられます。同事業を含む居住支援を推進するためには、福祉と住宅の連携や関係する団体間のネットワークづくりの推進が必須です。一時生活支援事業の必要性を共有し、地域の居住支援を充実させるためのネットワークづくりについて学びます。

- パネラー
- ①国土交通省 住宅局 安心居住推進課 課長補佐 **山口 秀太**
 - ②厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援支援室 室長 **唐木 啓介**
 - ③法務省 保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室 室長 **西村 朋子**
 - ④NPO法人ワンファミリー仙台 理事長 **立岡 学**
 - ⑤座間市生活支援課 課長 **林 星一**
 - ⑥株式会社あんど 共同代表 **西澤 希和子**
- コーディネーター
- ⑦NPO法人やどかりサポート鹿兒島 理事長 **芝田 淳**

NPO法人ワンファミリー仙台(宮城県仙台市) 宮城県において困窮者支援活動を実施。今年、日常生活支援住居施設のパイロット事業を独自に展開。

NPO法人やどかりサポート鹿兒島(鹿兒島県鹿兒島市) 2007年、障がい者やホームレス生活者に対する連帯保証の提供のために設立されたNPO法人。現在、約300名を連帯保証。現在は、地域福祉の担い手が「支援者」となり「連帯保証」とともに「つながり」を提供する「地域ふくし連帯保証」を展開している。居住支援法人。

分科会 11月14日-27日【午前】10:00～12:00 【午後】14:00～16:00 ※日程詳細はHPをご覧ください。

分科会5 子どもの貧困 日時／11月21日(日) 10:00～12:00 子どもを支える地域づくりとアウトリーチ～生活困窮者自立支援制度と地域は何ができるのか?

子どもの貧困が社会問題として関心を集め、多くの担い手が参入し、多様な支援が生まれています。一方で、子どもたちやその親たちを支えるための有機的な地域作りはまだ途上であり、また生活困窮者自立支援が十分な役割を果たしているとは言い難い状況です。子どもたちやその保護者を支えるための地域づくりと、地域ではつながりにくい対象へのアウトリーチとの循環を繰り返しながら、より良い地域を作っていくためにできることを、事例報告を通じて検討していきます。

- パネラー
- ①NPO法人子育てネットひまわり 代表理事 **有澤 陽子**
 - ②新潟県パーソナル・サポート・センター 相談支援員 **小田 恵**
 - ③NPO法人パノラマ 代表理事 **石井 正宏**
 - ④豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 **勝部 麗子**
- コメンテーター
- ⑤日本福祉大学 社会福祉学部 教授 **原田 正樹**
- コーディネーター
- ⑥生活困窮者自立支援全国ネットワーク 研修委員 **鈴木 晶子**

NPO法人子育てネットひまわり(香川県高松市) 子育て中の親たちが、共に育ち合うことのできる「親育ち、子育て」を理念に地域に根ざした子育てひろばを運営、そこからひとり親を支える「ひとり親パートナーズ」やこども食堂ネットワークへと活動を展開している。

NPO法人パノラマ(神奈川県横浜市の) 高校生の予防的支援に取り組み、有給職業体験バイターンを発案、校内居場所カフェを運営。現在は、よこはま北部コースプラザ、居場所居酒屋「汽水」、中高年ひきこもり支援事業ブリッチを運営し、横浜北部エリアでのシームレスな支援を展開している。

新潟県パーソナル・サポート・センター(新潟県新潟市) 新潟県の生活困窮者自立相談支援事業所として、民間団体と連携し、風俗店にアウトリーチを行なっている。コロナ禍前は託児付きの風俗店出張相談を実施、コロナ禍でも個別に対応を続けてきた。

分科会6 就労支援 日時／11月21日(日) 14:00～16:00 態様が異なる働きづらさの実態を知り、対応策を考える

働きづらさをかかえる原因は多様で、就労支援にあたっては、その個性に対する専門性ととも、「包括的な就労支援」の専門性も求められます。この分科会では、態様ごとの働きづらさの実態を知り、それらに共通する就労支援のあり方を研究します。また、日本財団が、多様な働きづらさをかかえる方々を職場に迎え入れる仕組みとして「WORK! DIVERSITY」構想を進めており、その概要説明を聞きます。

- パネラー
- ①NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会 理事長 **伊藤 正俊**
 - ②一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会 常務理事 **辻 邦夫**
 - ③株式会社ヒューマン・コメディ 代表 **三宅 晶子**
 - ④認定NPO法人ReBit(リビット) サービス管理責任者 **石倉 摩巳**
 - ⑤公益財団法人日本財団 公益事業部 シニアオフィサー **竹村 利道**
- コメンテーター
- ⑥認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス 代表理事 **谷口 仁史**
- コーディネーター
- ⑦社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長 **池田 徹**

NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会(東京都豊島区) 日本で唯一の全国組織の家族会(当事者団体)。ひきこもりを抱えた家族・本人が社会的に孤立しないよう、全国の家族会と連携し、行政に働きかけながら、誰もが希望を持てる社会の実現を目指している。

株式会社ヒューマン・コメディ(東京都豊島区) 「人は変わる」と誰もが信じることのできる社会の実現を目的に、2015年7月に設立。受刑者等専用求人誌「Chance!!」の発行をとおして、受刑者等と彼らを採用したい企業を繋ぐほか、生き方を学ぶための講座や、活動を広く伝えるための講演等をおこなう。

公益財団法人日本財団(東京都港区) ポートレースの収益金をもとに、海洋船舶の支援や公益・福祉、国際協力を主に行う公益財団法人。就労支援関連では、障害者をはじめ、刑余者など多様な就労困難者に対するプロジェクトを実施中。WORK! DIVERSITYはその横断的戦略。

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(東京都豊島区) 大人や子供の難病・長期慢性疾患の患者会、地域難病連など約90の団体からなる全国組織の連合体で、難病・慢性疾患対策推進の働きかけ、社会への啓発、患者・家族交流、難病患者サポート事業の運営等幅広い活動を行っている。

認定NPO法人ReBit(東京都新宿区) LGBTQを含めた全ての子どもが育ちのままで大人になれる社会の実現を目指す認定NPO法人。企業・行政・学校などで約1300回、LGBTQやダイバーシティに関する研修を実施。マイノリティ性をもつ就労生/就労者等、約3500名のキャリア支援を行う。LGBTフレンドリーな就労移行支援事業所「ダイバーシティキャリアセンター」を開所予定。

生活クラブ風の村(千葉県佐倉市) 「赤ちゃんから看取りまで」すべての年代の「困った」にできるだけ応えたいと、さまざまな事業を展開。就労支援としての「ユニバーサル就労」に、NPOユニバーサル就労ネットワークちばとともに、取り組んでいる。

分科会7

活躍支援 日時／11月23日(祝) 10:00~12:00

地域を元気にする「活躍支援」の地域・場づくり

コロナウイルス禍では孤立・孤独課題や新たな生活困難層という課題があらわになっています。個別の丁寧な寄り添いは地域全体が活性し生きる場づくりに結びつくことが大事です。断らない相談と地域づくりとつながる「活躍支援」事例を通じ、込められた普遍的なことで地域ならではの特性とを学び合います。

- パネラー
- ①藤里町社会福祉協議会 会長 **菊池 まゆみ**
 - ②NPO法人ハートinハート なんぐん市場 理事
公益財団法人正光会 御荘診療所
医師・所長 **長野 敏宏**
 - ③一般社団法人銚路社会的企業創造協議会
代表理事(音別ふき露回応援団長) **柳部 武俊**
 - ④NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
理事長 **池田 昌弘**
- コーディネーター
- ⑤東北福祉大学総合マネジメント学部 教授 **高橋 誠一**

藤里町社会福祉協議会(秋田県藤里町)
ひきこもり・不就労・障がい等の方々为社会復帰するための就労支援(こみっとバンク)、全町民による生涯現役・全世代型活躍支援(プラチナバンク)とともに、町民の活躍の場づくりとしてさまざまな特産品の開発など、困窮者支援にとどまらない地域づくりに取り組んでいる。

財団法人正光会 御荘診療所(愛媛県愛南町)
「入院から地域ケアへ」を目指し、1960年代からあった唯一の精神科病院「御荘病院」の病棟をすべて閉鎖。精神障がい者がともに暮らせる地域社会をいかに構築するか、NPOと就労の場を創出し、福祉支援の施設や人材の充実、住民の理解などの課題に立ち向かう。

一般社団法人銚路社会的企業創造協議会(北海道銚路市)
生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や就労準備支援事業等の実施団体。制度施行前から漁網の整備作業などの「中間的就労」に取り組む。平成28年度からは地域食堂、農福連携、「働きづらさ」を抱える方々の就労支援を通じた地域づくりに取り組む。同会の「中間的就労」は平成30年度厚生労働白書に詳しい。

NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター(宮城県仙台市)
子どもから高齢者まで障害のあるなしに関わらず普通に暮らせる社会の実現を目指し1999年発足。福祉や介護の望ましいあり方についての調査研究や情報収集・発信に取り組む。近年は日常の暮らしのなかにある住民同士の支え合いを「地域のお宝」とし、制度やサービスに頼らない、お宝を生かす地域づくりを推進。

分科会8

家計改善支援 日時／11月23日(祝) 14:00~16:00

アフターコロナの家計改善支援のあり方

～家計改善支援で何ができるのか。家計改善支援の本質的な役割を問う～

アフターコロナの相談支援として、家計改善支援が本来果たすべき役割(家計の見える化により、相談者自身の気付きや意欲喚起につないで、生活再生への道筋をともに考え支援する)を再確認しながら、債務整理等の法的な支援のすすめ方などを模索します。支援力アップのための自立相談支援との連携と役割分担の在り方も一緒に考えてみましょう。分科会後半はチャットでの質問意見を取り上げ、交流します。

- 登壇者
- ①上智大学総合人間科学部社会福祉学科
准教授 **籾木 奈津子**
 - ②グリーンコープ連合・共同体 常務理事
生活再生事業推進室 室長 **行岡 みち子**
 - ③日本司法支援センター(法テラス)本部
常勤弁護士 **籾木 信行**
 - ④厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 室長 **唐木 啓介**
 - ⑤野洲市市民部 次長 **生水 裕美**

グリーンコープ生活協同組合連合会(福岡県福岡市)
平和、環境、高齢者への在宅支援、子育て支援、生活再生事業などに積極的に取り組む。中でも家計の視点から、相談者の抱えている課題を見直し整えていくことに力を入れ、西日本を中心に10県で自立相談支援や家計改善支援、子ども支援、就労支援を実施。

日本司法支援センター(法テラス)
司法サービスをもっと気軽に利用いただくことを目的に、国が設立した法人。一定の資力基準を満たす方に対する無料法律相談や弁護士・司法書士の費用等の立替えを始め、各種サービスを全国で実施。公式YouTubeにて「法テラスの使い方」動画等公開中。

分科会9

災害ケースマネジメント 日時／11月27日(土) 10:00~12:00

緊急時の災害を平時の支援でカバーする災害ケースマネジメント分科会

近年、毎年の様に豪雨災害はじめ地震等の災害が全国各地で発生するなか、本当に支援の必要な困窮した被災者の支援がうまくいっていない現状があります。その原因は、災害直後の緊急時に必要な支援についてのノウハウは一定蓄積されていますが、仮設住宅から転居する生活再建段階における転居支援や平時の福祉で支えていく段階におけるシフトチェンジのノウハウ等がほぼ蓄積されていないことです。本来の望ましいかたちは、災害発災から生活再建までの一連の被災者支援は、生活困窮者自立支援制度を拡充(人員増員等)で対応し、被災者制度等もうまく利用しながら、緊急時でも、平時でも切れ目のない支援を実践することが望ましいです。今年度、休眠預金を活用した被災者支援のノウハウ移転の取り組みが徳島県や九州全域でスタートするにあたり、この実践をもふまえた「災害ケースマネジメント」の分科会を実施します。

- パネラー
- ①宇都・山田 法律事務所 弁護士
宮城県災害復興支援士業連絡会 副会長
一般財団法人パーソナルサポートセンター
理事 **宇都 彰浩**
 - ②一般社団法人さいわい 代表理事 **井若 和久**
(徳島大学 人と地域共創センター 学術研究員)
 - ③NPO法人YNF 代表理事 **江崎 太郎**
- コーディネーター
- ④大阪市立大学 准教授 **菅野 拓**

一般財団法人さいわい(徳島県美波町)
「災害を幸い」を活動理念に、大学研究者、弁護士、技術士、建築士、社会福祉士、作業療法士、NPO等の各種専門家が連携して2020年5月に設立。徳島県内における平時から災害時の連続的なケースマネジメント及びまちづくりの推進に取り組んでいる。

NPO法人YNF(福岡県福岡市)
全ての被災者が「健康で文化的な最低限度の生活」を継続的に行えるようになることを目標に支援活動を行う団体。九州地方を中心にアウトリーチによる個別相談を軸とし、災害時の公的支援制度のハザマを埋める活動を展開している。

開催スケジュール

2021年(令和3年)

11月

November

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 文化の日	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13 全体会1 (AM・PM)
14 分科会1(AM) 分科会2(PM)	15	16	17	18	19	20 分科会3(AM) 分科会4(PM)
21 分科会5(AM) 分科会6(PM)	22	23 勤労感謝の日 分科会7(AM) 分科会8(PM)	24	25	26	27 分科会9(AM) 全体会2(PM)
28	29	30				



参加のご案内

参加申込方法について(スマートピットを使ったコンビニ決済システム)

お申込みは下記専用ページよりお申込みいただけます。

●困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～

URL <https://minna-tunagaru.jp/> (大会案内パネーよりお申込みください)

- ①登録受付後、Smartpit(代金収納代行業者)より、1週間以内に大会参加費の請求書がメールにて届きます。
- ②支払期日までにコンビニ(ローソンまたはファミリーマート)にてお支払いいただきますようお願いいたします。
- ③入金確認後、事務局よりオンライン参加方法についての案内をメール送付します。

申込締切日 2021年11月5日(金)

厚生労働省委託事業

会員申し込みについて

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階
TEL/03-3232-6131 FAX/092-481-7886
Email: info@life-poor-support-japan.net

参加申込や内容に関するお問い合わせ先

「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」
事務局:全国コミュニティライフサポートセンター
〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階
TEL/022-727-8730 FAX/022-727-8737
大会URL: www.life-poor-support-japan.net

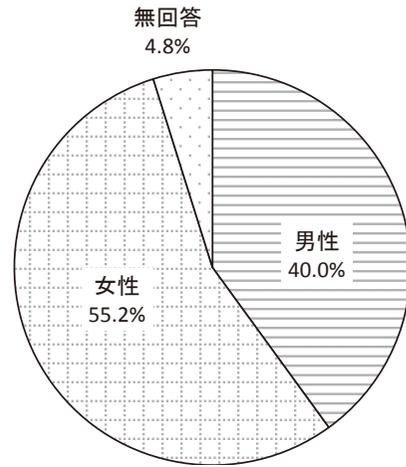
第8回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

参加申込者属性

[有効回答数 1677 件]

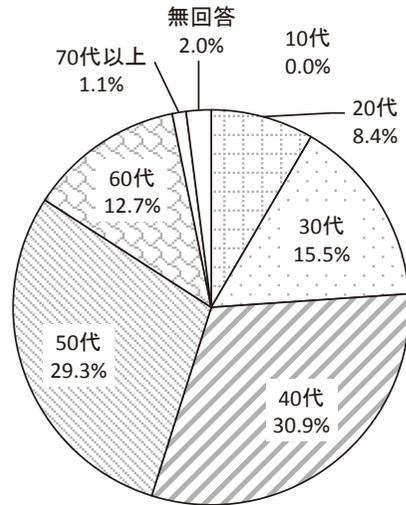
①性別

男性	671	40.0%
女性	925	55.2%
無回答	81	4.8%
合計	1677	100.0%



②年代

10代	0	0.0%
20代	141	8.4%
30代	260	15.5%
40代	519	30.9%
50代	491	29.3%
60代	213	12.7%
70代以上	19	1.1%
無回答	34	2.0%
合計	1677	100.0%

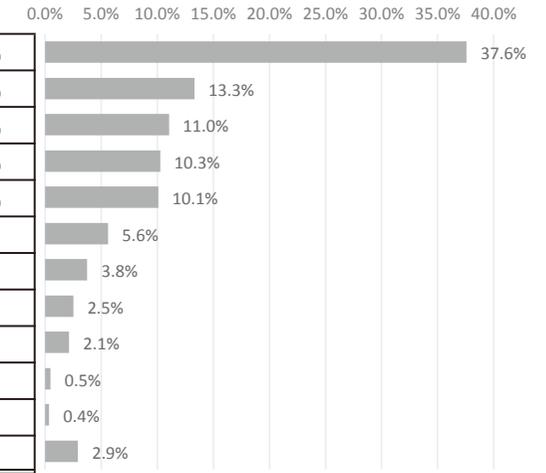


③住所

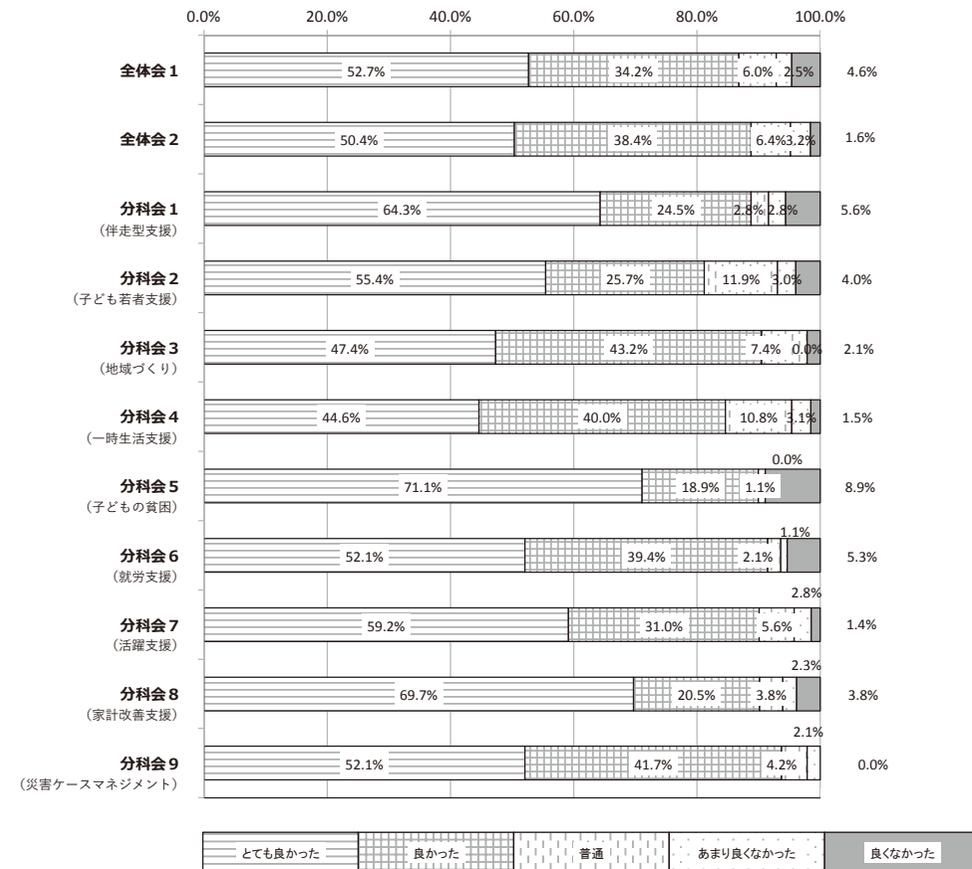
北海道	54	東京都	138	滋賀県	33	香川県	16
青森県	8	神奈川県	73	京都府	25	愛媛県	15
岩手県	32	新潟県	17	大阪府	104	高知県	35
宮城県	43	富山県	13	兵庫県	32	福岡県	202
秋田県	20	石川県	1	奈良県	16	佐賀県	22
山形県	20	福井県	8	和歌山県	3	長崎県	23
福島県	10	山梨県	3	鳥取県	31	熊本県	51
茨城県	5	長野県	19	島根県	11	大分県	18
栃木県	10	岐阜県	32	岡山県	26	宮崎県	15
群馬県	4	静岡県	22	広島県	22	鹿児島県	21
埼玉県	21	愛知県	145	山口県	20	沖縄県	60
千葉県	104	三重県	57	徳島県	17		

④ 所属 ※複数回答

社協	630	37.6%
民間	223	13.3%
生協	185	11.0%
行政	172	10.3%
社会福祉法人(社協以外)	169	10.1%
個人	94	5.6%
労福協	63	3.8%
ワーカーズコープ	42	2.5%
大学	36	2.1%
法律家	8	0.5%
無回答	6	0.4%
その他	49	2.9%
合計	1677	100.0%



【全体会・分科会のプログラム内容について】



自由記述

全体会1【前半シンポジウム】 コロナ禍が照らした日本の困窮と制度課題
<p>コロナ禍で新たに出てきた自営業の方、外国人の方等に対しても焦点を当て、あくまでも個人に寄り添った支援を考え続けていく必要性、また、各給付金のあり方、セーフティネットのあり方を改めて認識しなくてはならないと感じました。</p>
<p>支援を急ぎすぎて、本人の価値観を無視しがちになっていたことに気づけて良かった。支援を見直したい。</p>
<p>支援において想像力を持つことの大切さを学びました。広い視野を持って関わるようにしていますが、偏った思考になってしまうときがあり、改めて立ち止まって振り返る場をいただきました。また、社会保障を学校等の教育現場で幼いころから学びの場を整えることが大切だと思いました。知らないから使えない、わからない、をなくしたいと思いました。</p>
全体会1【後半シンポジウム】 パンデミックを超えて誰もが包摂される社会へ
<p>就労支援、居住支援ともに、生活困窮者の居場所につながる支援だということを改めて感じました。居場所づくり支援と聞くと、参加できる場所づくりについてイメージしがちでしたが、居住地も勤務先も、その方にとっては居場所であり、いかにそこにつながるよう支援するのが大事なのだと感じました。</p>
<p>地域のつながりが希薄になっていくなか、地域のなかでどう関係性を作っていくか、コミュニティを作っていくか、課題は山積みだと思います。いろいろな知恵とスキルをつなげて、みんなが住みやすい社会を目指すには、一人の地域住民としてどうしたらいいかも考えていきたいと思いました。</p>
<p>支援員それぞれの個性と共感力と知識とコミュニケーション力、そしてインフラやテクノロジーを再構築、融合させる必要性もあることも、このコロナに教えてもらった現状です。本人の困りごととトリアージ感はないからこそ、支援機関として、ご本人の一番身近な相談相手の選択肢の1人になっていきたいと感じました。</p>
<p>バトンを渡すような支援ではなく、重なり合い（連携）での支援をどうしていくか、文化貸本・社会関係資本につながることを学べた。重なり合う支援には各機関の半歩踏み出した支援が不可欠と言う参加者の言葉を読んで、全員が少しずつつながり続けることが切れない支援につながり、支援者の助けになるのではないかと学ぶことができました。</p>
分科会1（伴走型支援） 伴走型支援の視点を考えるー愛知の実践を通じてー
<p>自分の連携できる個人的つながりだけでなんとかするばかりでなく、地域のケア力を信じて、もう少し自分や本人の可能性を信じて体当たりしてみようと思えました。</p>
<p>支援は点でなく線をつなぎ、続けていくこと、相談者の物語を浮かびあがらせ相談者の目指す生き方に寄り添い支援することの重要性を感じました。</p>

<p>伴走型支援はその人の物語を大切にすること、その人の日常を構築していくものというキーワードがとても心に残りました。生活課題を解決するだけでなく、その人にとって何が幸せなのか、その人が幸せに生活するために支援者や地域は何ができるのか、みんなで話し合っていくことが大切なんだと思いました。</p>
<p>「伴走型」「寄り添い」と言われ、少しでも相談者のために……と支援をしてきたつもりですが、各所での支援を聞かせてもらい、いろいろな視点や取り組みが欠けていたなと反省する思いです。どう伴走できるのか考えていきたいと思います。</p>
分科会2（子ども若者支援） 子ども・若者支援は「孤独・孤立」にどう向き合うのか？ ～第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が示す「現在」と「未来」～
<p>子どもや若者の孤立・孤独が浮き彫りになり深刻な現状がよくわかった。地域の一員としてできることから関わっていききたい。子どもや若者が安心安全のもと、夢や希望の持てる社会になるよう心から望みます。</p>
<p>今、コロナやSDGsによる『意識の高まり』によって、福祉業界に関わらず、支援の声をあげられる方が増えたことを、日々の支援現場にいて感じます。地域資源の限界を作らず、今日のお話をヒントに、また、日々の支援に向き合いたいと思います。</p>
<p>子どもたちを支援していくには、学校と地域、家族や友人など身の回りの人たちが協力し、その子に合ったものを一緒に探していくこと。支援の手を多くすることが必要と感じました。</p>
<p>若者支援こそ制度のはざまだと感じた。学校や家族が機能していた時代に比べると、今は機能していない家庭が増加傾向にあり、そこに対しての支援がまだまだだと感じた。会議体は作って満足ではなく意味ある価値あるものにしていかないと何も変わらない。</p>
分科会3（地域づくり） 生活困窮者支援と参加支援・地域づくり
<p>これまで外国人支援があまり取り上げられてこなかったのが大変うれしかったです。多文化背景の方々には「ただふつうの〇〇をただいだけ」にもかかわらず、どれだけの障壁があるのか福祉関係者は猛烈に勉強しなければならないと思います。</p>
<p>地域の方々の困りごとと、社会参加が困難だけど誰かの役に立ちたいと思っている人とのマッチングを結びつけ、すばらしい相乗効果を出してとても参考となりました。また、どうしても生活困窮者や社会参加困難者を個別支援として括っていましたが、その人の人となりというところで活動の場へ支援を広げるヒントをいただきました。</p>
<p>個別支援と地域づくりの双方向へのコーディネートの必要性、そのために、住民を真ん中においた地域づくりの大切さを実感しました。他分野との協働を進めていく際の考え方の参考になりました。</p>
<p>5年後10年後の暮らしが幸せになるよう支援する。長期の伴走支援の必要性を感じました。</p>

分科会4 (一時生活支援) 包括的居住支援における一時生活支援事業等の可能性について考える
日々の支援の中で居住については難しく感じる部分が多くあったが、研修を受けて少しずつ顔の見える関係づくりや連携を行いながら進めていこうという気持ちになりました。また、連携を図るときには、お互いの立場を理解して連携を図っていければと思いました。
社会福祉法人の地域公益活動との連携に可能性を感じました。必要な人に支援が届く、届けられる地域づくりを目指したいですね。
目の前の今サポートが必要な方が取り残されないような制度の運用が大切だと常々思っています。法律という決まりはありますが、狭くとるのか最大限の枠を使うのか、それぞれの立場が我慢することなく、すべてwin-winになるような汗をかくことが大切だと思いました。
多くの関係者の連携が必要な事業であることが伝わり、本事業の継続が大変であることが分かりました。また、複数の省も関わっている事業ということですが、利用者や相談現場の視点も随時取り入れながら、今後も横断的な施策が実行されていくと良いのではないかと思います。
分科会5 (子どもの貧困) 子どもを支える地域づくりとアウトリーチ ～生活困窮者自立支援制度と地域は何ができるのか?
地域を巻き込み、地域住民の力を借り、問題を抱える側との双方の居場所として活気のある場になる事例を見せていただき、大変感銘を受けました。個別支援で括りがちですが、その前段階の若い世代、義務教育後の高校生世代で生きづらさを抱えている方への居場所のあり方のヒントになりました。
知ろうとすること、気づこうとすること、周囲と共有すること、行動することが、とても大事だと感じた。どのようにしたらいいのか試行錯誤しながら、あきらめずに支援している様子に感動しました。地域の大人が子どもたちの応援団になり、ともに住みやすい地域づくりができると感じました。
居場所を当事者として寄り添うこと、後回しにされがちな文化で興味を持てることから自分の居場所を持つこと、そこから地域とつながること、ちょっとした顔合わせの場、ちょっとした顔合わせが何回もできる場を作ることが大切だと感じました。
子どもたちが「今」の時期に大人とつながることで、将来の糧になる出会いや経験ができる「居場所」が大事だと感じました。子どもたちが大人になったときも孤独を作らないような仕組みや地域の人たちとのつながりを私も作っていきたいです。

分科会6 (就労支援) 態様が異なる働きづらさの実態を知り、対応策を考える
【相談は「断らない」し、「ワンストップ」だが、サービスは「断る」し、そこで「ストップ」していないか】まさに相談を受けていてジレンマを感じています。障害があってもなくても、社会生活を送る上で困難を感じている方の困難を取り除いていく手段を縛りなく使えたら・・・。
LGBTQ のことや難病のことが非常に考えさせられました。平時でも大変だとは思いますが、特にLGBTQの方のホルモン投与のことは災害時にも考えておかなければいけない課題だと気づきました。左利きと相当数というのはかなりの数だと思いますので。
自身の困難な部分を理解してくれる職場で働きたいという思いを持つ相談者がいる中、手帳がないことで、マッチングにつながらないケースに、せっかくの就労意欲を実現できないもどかしさを感じてきました。縦割りをなくす仕組みが実現し、個々の希望や強みを生かせる社会になって欲しいと感じました。
支援員としてずっともやもやしていた「働きづらさがある人の背景はさまざまだが、なぜそこを縦割りにするのか」という疑問がスッと抜けていったような気がしました。ワークダイバーシティの考え方に少し希望が見えた気がします。
分科会7 (活躍支援) 地域を元気にする「活躍支援」の地域・場づくり
地域が衰退したら困難を抱えた人だけでなくすべての住民の暮らしに関わってくる、そのためにも多様な人たちが生きがいとやりがいをもって暮らしていける地域づくりが大切なんだと感じました。自分たちがこの町で誇りをもって暮らし続けるためにも、「私が当事者だったら」という視点を忘れないようにしたい。
不幸な人・困っている人を見つけ出す支援ではなく、その1歩手前で動き出し、みんなが幸せに暮らせる地域づくりの大切さを痛感しました。そしてその場限りの支援ではなくして継続して応援できるシステムの必要性を強く感じる事ができました。
「活躍支援」というワードが気になっていたのですが、皆さんのお話を伺い納得できました。専門職としてどうしても「対象者」に限定してしまう意識がありますが、地域のなかでの「生活者」として支援者と同じ一員と考え、地域全体の環境も考えていく必要があると改めて思いました。
困窮事業が地域づくりに通ずるものがあると言いながら、なかなかそことつながっていけない現状。予算の関係上、ニーズや費用対効果などを上司からは求められるが、そこを期待すると何もできなくなる。しかし、今日の講義で自信をもって上司に伝えようと思った。その人の自尊心を大切にしながら、対象者・制度別福祉ではなく、困窮は地域福祉をもとに自由にやればよいという言葉に胸に頑張っていきたい。

分科会8 (家計改善支援) アフターコロナの家計改善支援のあり方 ～家計改善支援で何ができるのか。家計改善支援の本質的な役割を問う～
<p>貸付(特例)の償還や、法律家との連携など、大変勉強になりました。コロナ禍のなか、逼迫している方々が多いので、肝となる家計相談に十分対応できないことがもどかしい現状です。今後、税務課など関係機関との連携が重要になると思いますので、よりよい支援につなげていきたいと思えます。</p>
<p>コロナ前後の家計改善支援について知ることができてよかったです。現場で感じていたこととほとんど同じようなことがほかの相談窓口でもあることを知り、また、今後心配なことも同様な感じであることを知り、自分だけモヤモヤしていたのではなかったと思えました。心が折れそうな時もありますが、明日から心機一転頑張ろうと思えます。</p>
<p>状況に合わせて制度が生まれてきたこと、でもその制度でも救えない間に落ちる人もまだ多くあることがわかりました。だからこそ横でつながり、つなげていくことが大切なことも学びました。スキルよりもハート、心に残りました。司法も福祉の一部、も覚えておきたいです。</p>
<p>アフターコロナの家計改善支援のありがた、大変勉強になりました。貸付償還が始まれば生活困窮者支援は今から本番だと気を引き締めて支援に臨みたいと思えます。支援者が1人でも多くよりよい選択ができるよう寄り添って支援を行いたいです。</p>
分科会9 (災害ケースマネジメント) 緊急時の災害を平時の支援でカバーする災害ケースマネジメント分科会
<p>平時と災害時の備えをシームレスに行うことができる枠組みや、平時から備えしておくフェーズフリーといった重要な考えを学ばせていただきました。今後、支援者側でどのような備えが必要なのか、また関わる人材をどのように集めていくのかといったご提案やアイデア、解決すべき課題が明確化されとても有意義な分科会でした。</p>
<p>社協職員として災害の研修に参加した事はありませんでしたが生活困窮者自立支援相談員としてこのような災害時についての研修は初めてでした。自然災害において「被災者」と言われますがその方たちを生活に困窮しているという形で支援できているかということと確かに別物としてとらえられている気がします。社協は災害地へ派遣され、ボランティアの方々のサポートを行っています。自治体とペアとなってお互いに役割を果たす、それぞれがすべきことを担う体制を取っていくことが必要と感じました。どの地域も対応できる組織作りが大切ですね。</p>
<p>大規模災害時における相談対応について認識が甘かったと思えます。準備不足で災害時を迎えることを想像すると震えが来ます。災害時の体制がどのようになるのか共有し、災害時に利用が可能な制度などを確認するところから始めるなど、災害時における相談受付の準備の流れを検討するところから始めてみたいと思えます。</p>
<p>全国交流会へ参加し、災害マネジメントという視点を初めて学びました。災害時には被災されたすべての方が困窮者支援の対象になることを気づかされました。</p>

全体会2 ポストコロナ社会における生活困窮者自立支援制度 ～生活困窮者自立支援制度バージョンアップ(2.0)を考える
<p>受援力について、相談対象者も支援者も持つべきだと思えました。困窮が自己責任だと言われることが未だに多く、心を痛めていましたが、助けてと当たり前のように言える社会こそがこれから必要な社会であると思えました。</p>
<p>制度のできるあらしなど、生の声が聞けこの制度の理念など再認識できました。コロナ禍で大変なことも多いですが、あらためてこの制度が制定されたあとでよかったと実感しています。今後の日本社会における重要なポジションで仕事ができていることに感謝し、今後もさらに自分の引き出しも増やせるようさまざまな方と出会い関わっていきたく感じました。</p>
<p>法整備の背景から現状まで初めて知る情報もありとても有意義な時間でした。人が人を支える制度である以上、相談の入り口で対応する相談員が法の理念を正しく理解することの必要性を改めて感じています。</p>
<p>この場でも、人が人を支援する、制度の狭間、女性の自殺の増加、生活保護が増えていくことが言われており、あらためて今後の課題となっていくことがわかった。支援は、「される人」だけではなく「する人」も救われるし変わっていく社会運動であると言われていたことが印象的でした。</p>
その他、本日の内容について お気づきの点
<p>今回の研修のように、行政と民間(社協)等が集まり、協議する機会は、今後、より大切なものになると思えます。簡単に解決できない課題だからこそ、多くの支援者で考えるべき内容です。講演された方々のお話を聞き、同じ課題について考える方が多くいることに心強さを改めて感じました。</p>
<p>毎回充実した内容で参加できることを楽しみにしています。コロナ禍で日頃の支援にモチベーションが落ちているところですが、参加することでいつも元気になります。</p>
<p>年に一度、全国の支援者が一同に介してお話をお聴きできるのはとても良いのですが、地域に分かれて支援員同士がお話できる機会があると嬉しいです。疲れているからこそ共感があったり、ヒントをいただけることにつながるからです。</p>
<p>一つひとつがとても勉強になる内容で、もっと深められる場であったり、意見交換ができる場があればいいと思えました。オンラインで簡単に参加できるようにはなりませんが、以前はこの後に懇親会があったなと思うと、やはり現地での開催も期待したいところです。</p>
<p>アーカイブのおかげで、何度も見れるのがサイコーです。リアルはチャットを読みながら、アーカイブは資料に書き込みしながら。気になったくだけりや何度も見られたりして、実はリアルよりも収穫多いです。全分科会見れるのもうれしい～。毎回、分科会を選ぶのがつらかった・・・リアルを再開しても、アーカイブは続けてほしいです。目指す支援を全国津々浦々で実践するためには、何度も見られるアーカイブ、重要です！</p>

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の会員募集

別紙趣意書のとおり、生活困窮者自立支援全国ネットワークを設立致しました。生活困窮者支援の体制が全国で構築されるに当たり、幅広い各層の参加が大切と考えますので、是非、会員としてご参加いただけますようお願いいたします。

1. 趣旨

○生活困窮者自立支援制度の導入を踏まえ、現場で生活困窮者に対する支援に携わる支援員（以下「支援員」）や学識経験者が、職種や所属等を超えて相互に交流し、資質の維持・向上や関係者間の連携の確保を図るとともに、関連政策の推進を図っていくことを目的とする。

2. 組織

(1) 生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」または「学習等支援事業」などに携わる支援員若しくは学識研究者、行政関係者であつて、本ネットワークの趣旨に賛同する個人を社員および会員とし、応援する団体を賛助団体とする組織とする。

(2) 本ネットワークは、社員および会員からの会費収入、賛助団体からの会費および特別会費等によって運営するものとする。

3. 主な活動内容

(1) 「全国研究交流大会」の開催

全国の支援員や学識経験者、行政関係者等幅広い関係者が集い、現場の活動を踏まえた研究発表やシンポジウム、ワークショップなどによる意見交換、政策提言を行うことを目的として「全国研究交流大会」を定期的（年1回程度）に開催する。

(2) 支援員に対する「実践的研修セミナー（仮称）」の開催及び情報交換等

現任の支援員を対象に「実践的研修セミナー」の開催（全国各地で複数回開催）及び情報交換等、支援員の実践的な能力と資質向上を目指す。

(3) 行政等に対する政策提言など

生活困窮者自立支援の現場の意見を集約し、必要に応じて行政等に対して政策提言を行う。

(4) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

会員加入申込書

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」事務局 御中

「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の趣旨に賛同し、会員の申込みをおこない、年会費3,000円の支払いに同意します。

令和 年 月 日

(ふりがな) 氏名	
住所 (郵送先)	宛名： (所属先などに郵送する場合はそちらをご記入ください。)
	住所：〒 ー
連絡先電話番号	TEL 携帯
	電話連絡の優先（どちらかに○） TEL優先 携帯優先
連絡用メールアドレス	

<連絡先>

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3F
TEL 03-3232-6131（問い合わせは092-481-6873にお願いします。）
FAX 092-481-7886

※加入申込書はFAXかメールでお願いします。

メールの送り先は info@life-poor-support-japan.net です。

※入会金、会費は、下記に振込みをお願いします。

会員期間は事業年度（10/1～9/30）となります。大会に参加される場合は、大会参加費から会費を振り替えますので、別途支払われる必要はありません。

福岡銀行 博多駅前支店（店番231） 普通3236280

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子

・年会費は3,000円です。（年会費以外に、カンパにもご協力いただける場合は、下記に金額をご記入ください。）

・会費等の振込みの際は会員氏名でお願いします。上記に記載のない団体名などで振り込まれる場合は、事前に事務局までご連絡いただきますようお願い致します。

振込金額	年会費 3,000円	カンパ金	円	合計	円
------	------------	------	---	----	---

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 役員一覧

<役員>

(2022.1.04)

役職	氏名	所属
代表理事	岡崎 誠也	高知市長
代表理事	宮本 太郎	中央大学
代表理事	奥田 知志	認定NPO法人 抱樸
理事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理事	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理事	渋谷 篤男	日本福祉大学
理事	生水 裕美	野洲市役所
理事	高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理事	田嶋 康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
理事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡 正次	A'ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）
理事	原田 正樹	日本福祉大学
監事	駒村 康平	慶應義塾大学

事務局長	行岡みち子	グリーンコープ生活協同組合連合会
事務局次長	池田 昌弘	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター

研修委員	谷口 仁史	NPO法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス
研修委員	鈴木 晶子	特定非営利活動法人パノラマ

顧問	村木 厚子	
顧問	鈴木 俊彦	
顧問	山崎 史郎	

「第8回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

2022年2月28日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
 〒169-0072
 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階
 TEL 03-3232-6131 FAX 092-481-7886
 E-mail info@life-poor-support-japan.net
 URL <https://www.life-poor-support-japan.net/>

編集／全国コミュニティライフサポートセンター
 デザイン・印刷／東北紙工株式会社